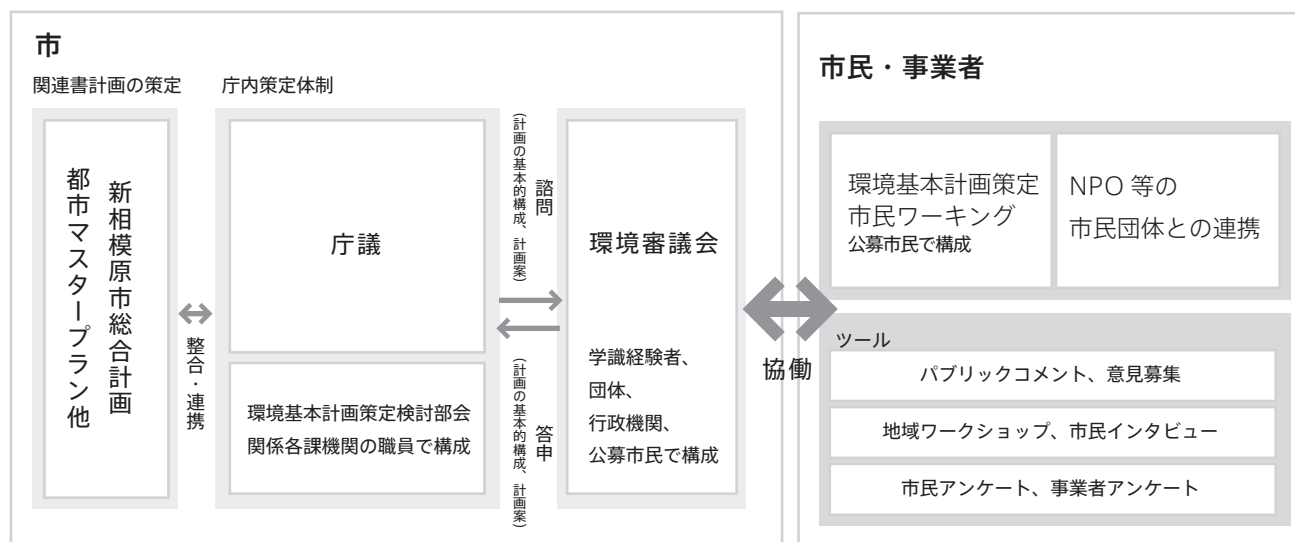


資料編

1 環境基本計画策定経過

(1) 環境基本計画策定体制



(2) 相模原市環境審議会

相模原市環境審議会は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された市の付属機関であり、19名(平成20年7月までは18名)の委員で構成されています。本計画策定にあたって、3度の答申を受けています。

① 環境審議会委員

選出区分	委員名	所属・役職
学識経験者	中明 賢二	麻布大学 名誉教授(会長)
	島村 匡 (～平成20年7月)	北里大学医療衛生学部 教授
	辻野 泰子	化学物質アドバイザー
	田中 充	法政大学社会学部 教授
	松本 安生 (平成20年8月～)	神奈川大学人間科学部 教授
市内の公共的団体等の代表者	野見山 浩 (～平成20年7月)	相模原市医師会 理事
	後藤 一喜 (～平成21年3月)	相模原商工会議所 専務理事
	座間 進 (平成21年4月～)	相模原商工会議所 専務理事
	中里 俊章 (～平成20年7月)	相模原市農業協同組合 専務理事
	篠崎 健一 (平成20年8月～平成21年7月)	相模原市農業協同組合 常務理事
	座間 健一 (平成21年8月～)	相模原市農業協同組合 常務理事
	細谷 昇	相模原市自治会連合会 会長
	木村 郁子	相模原市消費者団体連絡会(副会長)
	小俣 暁子	(NPO) 男女共同参画さがみはら理事
	村上 昇 (～平成21年3月)	相模原の環境をよくする会 会長企業代表
	山本 一弘 (平成21年4月～)	相模原の環境をよくする会 会長企業代表
	福田 昭三	(NPO) かながわ環境カウンセラー協議会 理事
	西田 和子	相模原市自然環境観察員
	石村 黄仁	(NPO) 緑のダム北相模 常務理事
小川 紳夫 (平成20年8月～平成21年3月)	相模原市立公立小中学校校長会	
永井 博 (平成21年4月～)	相模原市立公立小中学校校長会	
関係行政機関の職員	中島 英雄 (平成20年8月～平成21年3月)	神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所長
	清水 洋 (平成21年4月～)	神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所長
	杉山 孝司 (～平成20年3月)	神奈川県県北地域県政総合センター 環境部長
	渡辺 一法 (平成20年4月～)	神奈川県県央地域県政総合センター 環境部長
公募	荒木 保 (～平成20年7月)	
	太田 浄子 (～平成20年7月)	
	木口 榮 (～平成20年7月)	
	久野 新一 (平成20年8月～)	
	須田 理 (平成20年8月～)	
	恒藤 克彦 (平成20年8月～)	

② 審査経過

	開催日	出席者	審議内容
諮 問	平成19年11月13日	2人	「相模原市環境基本計画策定について」相模原市長から諮問
環境審議会	平成19年12月14日	11人	相模原市の環境の現況について
環境審議会	平成20年1月16日	14人	現行環境基本計画の評価について
環境審議会	平成20年2月15日	13人	答申時期の変更について 全体構成について
環境審議会	平成20年3月17日	11人	計画の構成について
環境審議会	平成20年4月25日	16人	1次答申に向けて
環境審議会	平成20年5月22日	13人	1次答申に向けて
環境審議会	平成20年7月2日	16人	1次答申について
答 申	平成20年7月14日	2人	「相模原市環境基本計画策定について」相模原市長へ答申
環境審議会	平成20年8月7日	18人	相模原市環境基本計画年次報告について 新たな環境基本計画の策定について
環境審議会	平成20年11月5日	14人	環境基本計画中間まとめ(案)について
環境審議会	平成20年12月5日	10人	新たな環境基本計画の策定について
環境審議会	平成21年1月20日	17人	新たな環境基本計画の策定について
環境審議会	平成21年2月13日	14人	新たな環境基本計画の策定について
環境審議会	平成21年3月9日	14人	新たな環境基本計画の策定について
環境審議会	平成21年3月27日	14人	新たな環境基本計画の策定について
環境審議会	平成21年4月14日	11人	新たな環境基本計画の策定について
環境審議会	平成21年4月30日	17人	新たな環境基本計画の策定について
環境基本計画策定小委員会	平成21年5月18日	9人	環境基本計画(素案)の検討
環境基本計画策定小委員会	平成21年6月2日	7人	環境基本計画(素案)の検討
環境基本計画策定小委員会	平成21年6月11日	7人	環境基本計画(素案)の検討
環境審議会	平成21年7月1日	15人	環境基本計画(素案)について
環境審議会	平成21年8月11日	18人	環境基本計画(素案)について
環境基本計画策定小委員会	平成21年8月20日	8人	環境基本計画(素案)について
答 申	平成21年8月21日	2人	「環境基本計画(素案)」を相模原市長へ答申
環境審議会	平成21年11月2日	12人	パブリックコメントの結果について
答 申	平成21年12月4日	2人	「環境基本計画(案)」を相模原市長へ答申

(3) 環境基本計画策定検討部会

関係機関の職員19名で構成(地球温暖化対策については、地球温暖化対策作業部会(12名)で検討)。検討経過は次のとおりです。

開催日	検討内容
平成19年6月15日	環境の現況と課題の整理
平成19年6月21日	環境の現況と課題の整理
平成19年9月13日	現行環境基本計画の施策評価について
平成19年9月26日	現行環境基本計画の施策評価について
平成19年10月16日	現行環境基本計画の施策評価について
平成19年10月16日	地球温暖化対策作業部会(地域推進計画の策定について) ※地球温暖化対策地域推進計画の策定については、法改正後、地球温暖化対策実行計画の策定に変更した。
平成19年11月14日	施策体系について
平成19年12月17日	市民ワーキングとの意見交換(施策体系について)
平成20年1月30日	地球温暖化対策作業部会(地域推進計画策定にあたっての現況等について)
平成20年5月16日	環境審議会の答申案について、中間まとめについて
平成20年6月6日	市民との合同ワークショップ(施策体系について)

平成20年6月23日	市民との合同ワークショップ(施策体系について)
平成20年8月25日	市民との合同ワークショップ(先進事例について)
平成20年9月22日	施策体系について
平成20年9月30日	施策体系について
平成20年10月10日	施策体系について
平成20年10月17日	施策体系について
平成20年10月22日	地球温暖化対策作業部会(基本施策について)
平成20年11月12日	施策体系について
平成20年11月17日	地球温暖化対策作業部会(基本施策について)
平成20年12月11日	市民ワーキングとの意見交換会
平成21年2月4日	施策体系とその方向性について
平成21年4月23日	目標及び重点プロジェクトについて
平成21年6月7日	環境基本計画(素案)について

(4) 環境基本計画策定市民ワーキング

公募による市民（総数30名）が中心となり、市民の立場から、環境保全・創造に関する市民の役割や環境基本計画のあり方についての提案をいただいた他、地球温暖化に関する市民のエネルギー実態調査を実施しました。

開催日	検討内容
平成19年5月15日	共通基盤づくり、話し合いのルール、他のワークショップの事例
平成19年6月5日	(学生チーム) やってみたいことを考える
平成19年6月25日	見直しにあたって学びたいこと、貢献できること、今後の進め方
平成19年7月4日	(学生チーム) これからのテーマについて
平成19年7月25日	現行の環境基本計画を読む
平成19年8月8日	現行の環境基本計画を読む
平成19年9月5日	(Bチーム) 調査研究テーマの提案
平成19年9月10日	(学生チーム) 市民の行動指針を使って自己チェック
平成19年9月14日	(Aチーム) 環境基本計画の理念、目標
平成19年9月25日	チームミーティングの報告
平成19年10月2日	(Bチーム) チームの方向性について語り合う
平成19年10月5日	(Aチーム) 理念づくりについて
平成19年10月22日	(学生チーム) 市民の行動指針の検証
平成19年10月30日	チームミーティングについての意見交換
平成19年11月13日	環境基本計画の位置づけ、検討の方向性についての確認
平成19年11月30日	(学生チーム) 市民の行動指針の検証
平成19年12月17日	環境基本計画策定検討部会との意見交換
平成20年1月8日	ワーキングの進め方についての調整
平成20年1月31日	テーマ別討論の確認及び進行方法について

平成20年2月27日	地球温暖化対策をテーマに意見交換
平成20年3月27日	地球温暖化対策をテーマに意見交換
平成20年4月17日	地球温暖化対策をテーマに意見交換
平成20年4月19日	藤野町篠原の視察見学
平成20年5月14日	地球温暖化対策をテーマに意見交換
平成20年6月17日	地球温暖化対策をテーマに意見交換
平成20年7月9日	(地球温暖化対策分科会) 地球温暖化対策をテーマに意見交換
平成20年7月11日	(資源循環型社会分科会) 一般廃棄物処理基本計画の学習会
平成20年8月11日	環境審議会からの答申の報告、分科会の進め方
平成20年9月9日	(地球温暖化対策分科会) 地球温暖化対策をテーマに意見交換
平成20年10月1日	施策体系について
平成20年10月28日	各分科会からの提言
平成20年11月21日	(自然環境分科会) 自然環境をテーマに意見交換
平成20年12月11日	環境基本計画策定推進部会との意見交換
平成21年1月9日	(地球温暖化対策分科会) 新エネルギービジョンについて
平成21年2月25日	施策体系とその方向性について
平成21年4月16日	環境基本計画(素案)について
平成21年5月11日	環境基本計画(素案)について
平成21年6月22日	環境基本計画(素案)について
平成21年9月11日	環境基本計画(素案)について
平成21年11月5日	環境基本計画(素案)について

(5) 市民の声ワークショップ

環境基本計画策定にあたって広く市民からの意見を聞くため個別テーマごとに地域ワークショップを4回にわたり開催しました。

森のワークショップ 平成20年10月26日 相模湖交流センター

さがみはらの交通を語り合うワークショップ

平成20年12月7日 相模原市立環境情報センター

地域で、地域と、地域のための、地域の環境保全活動を推進する

平成21年1月25日 大野南公民館

相模原のみらいを豊かにする“食・農・水”につながるテーマを話し合うワー

クショップ 平成21年3月8日 相模原市立環境情報センター

【ワークショップからの提言】

○【入り口としての拠点施設・現場】環境情報、学習、教育の拠点施設を、多様に準備する。(学習施設だけでなく、公園、森の現場、市民活動の現場等) 拠点施設が「いいきっかけ」、環境活動への入り口となるように整備する。

○【市民林制度】特に相模原市の森林については、2万haの整備、維持管理をすすめるために「アダプト・フォレスト」制度を作る。学校林、市民林、企業林など、多様な組織体に参加できるようにする。入り口に、市民活動を支援するための人材育成、資金提供、情報共有をすすめる。

○【交流交通】「町と森」「ボランティアと現場」の週末移動の仕組みづくり。多様な交流交通を整備することで、ダイナミックな市民活動の促進につながる。

○【便乗ライド】交通不便地域内の「週日交通」の

仕組みづくりが求められる。仕組みの多様性のためには、市民・交通事業者・行政の協働と連携が鍵。

○【地域活動の意識改革】多様な地域活動は、どこかでよりよい相模原市の未来につながっている、さまざまな活動が地域コミュニティ、あるいは相模原市を構成する重要な一部をなしているという意識化が、活動の質を高めるのではない。

○【環境教育の推進】「かしこく環境にやさしい消費者」になるための学習、学習支援、森林ボランティアの人材育成、学校と地域の連携など、きょういくが鍵。重点モデル拠点施設・現場を支援することで、相模原モデルを作る。

○【地産地消・半農半消のライフスタイル】地産地消の農産品の生産から消費まで、廃棄物を堆肥にしてリサイクルする循環、仕組みを増やす。半農半消のライフスタイル、都市と緑のダブル生活、里山が良いので里山通い、などを相模原市の

「売り」として打ち出して行く。

○【かしこく環境にやさしい消費者】消費者としての市民は、住宅など長期的消費財、家電や家具などの中期的消費財、そして日々の食につながる短期的消費、それぞれについての情報と判断を求められている。

○【住宅建設は町づくり・街並づくり】特に、大型長期消費財である住宅は都市計画などとも密接に結びついていて、一人の市民が決定できるわけではない。大きな投資を環境保全に活かせず気持ちで取り組もう。

○【全体共有の財産の維持・世帯交代の仕組み】里山・農地や森林の世代交代の新しい仕組みを作る。これまで「地域固有の資源」と考えられてきた森林を、どのように「全体共有の資源」として共に維持管理に協力できるかの仕組みづくりが期待される。

(6) デザインワークショップ

東京造形大学の学生と一緒にデザインのアプローチから相模原のこれからの環境を考えました。



相模原市1000年環境DESIGN PROJECT

●2010年代における環境とデザイン開発の意義

デザイン開発の進行過程project programをレイヤーごとに調査・分析する。

2010年代のデザイン開発のprogram行動フレームを調和の側面から検証する。

●環境と美的融合

環境とデザイン開発におけるジョイントあるいはリンク、ネットワークをはかる方法論を考察し、美的融合の提案と実践を行う事業を探究する。

●デザインの側面から考察する

2010年代のデザイン開発の新たなprogram行動フレームを開発する。

●森林と市民生活を融合する美的環境の形成

2010年代のデザイン開発の美的環境program活動および方法論を生み出すしくみを構築する。

●市民参加による持続可能な開発と研究発展交流の美的過程

歴史的過程の研究を市民とともに探求する。

・相模原市の歴史から、環境と融合する生活事例を研究する。

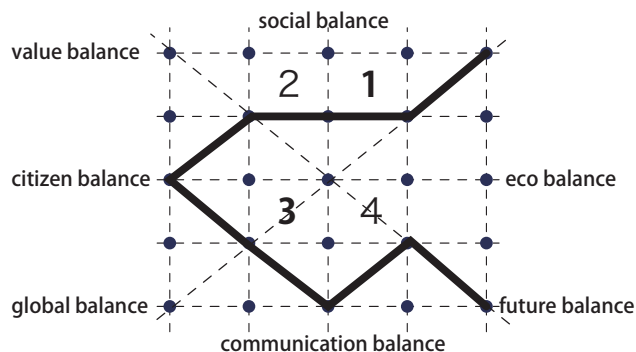
・環境と美的融合の歴史的先行例を、世界の事例から学ぶ。

●市民が形成する、環境と美的融合のアドバンスト事例

新たな方法論の開発、市民参加型によるワークショップ、先端的研究機関による事例などを研究・実践する。

・ハーバード大学における学際性、国際性、デザインの導入例

・先端材料研究所における材料の先端研究、応用事例



©2009.10.21 Tohoku Univ. KAWAMURA Saburo



(7)新たな環境基本計画策定にあたっての意見募集

- 1 実施時期 平成20年12月1日～26日
- 2 意見募集項目 「望ましい環境像」、「20年後のあるべき姿」、「基本目標」、「基本となる施策とその方向性」
- 3 意見提出状況
 - (1)意見募集項目に対する意見 1名(メール1名)
 - (2)環境基本計画全体に対する意見 4名1団体(直接 1名・1団体、FAX 1名、メール 2名)
- 4 寄せられた意見

① 意見募集項目に対する意見(1名)

●基本となる施策とその方向性についての意見

環境基本計画全体に関する意見(4名1団体)

ア 個人からの意見(4名)

<p>2. 自動車に依存しないまちづくり 「集約型都市構造にするためには、中心市街地での拠点作りは必須ですが、十分ではありません。公共交通近接地域に商店や住宅を移すことを促進する必要があり、そのための施策が必要です。」</p>	<p>今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策の中で、検討していきます。</p>	<p>土地利用計画の視点 「相模原市の地域特性である市街地域がもつ社会資本と山間地域のもつゆたかな自然資本の「ふたつの資源・機能」を最大に活かし、生物多様性・低炭素・循環型等社会構築をめざす。自然資源豊かな地域は、大規模開発等による変容を加えない。</p>	<p>「ふたつの資源・機能」を活用する考え方は、計画に盛り込んでいます。</p>
<p>5. 多様な生物が息づくまちづくり 「大規模な開発、不法投棄など生物多様性を減少させる人為的行為は厳しく網をかける必要があります。」</p>	<p>今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策の中で、検討していきます。</p>	<p>21世紀型人材の育成 「次世代を担う子どもに、いま地球で起こっている人口爆発現象と人間が初めて認知した「有限な地球資源」がもたらす「人間活動の持続性の試練」を克服する素養を身につけ、実践する行動力を養う。</p>	<p>次世代を担う子供たちの育成については重要と認識しており、「計画策定の視点」の中でその重要性を記述しております。</p>
<p>6. 健康で豊かな森林づくり 「利活用」と書いてありますが、市民にはイメージがわかりません。利活用は必須であり、市民の協力が重要です。「地元木材の住宅・家具への活用」というように具体的に書く必要があると思います。」</p>	<p>今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策の中で、判りやすい表現を工夫していきます。</p>	<p>低炭素・生物多様性相模原市づくり 「津久井等山林所有者と市内企業のカーボンオフセット協定の斡旋をおこなう。」 「市内企業は、相模原市または関係団体の支援をうけて、津久井等山林所有者とカーボンオフセット協定を結ぶ。 ① 里山の再生 ② 植林、間伐、間伐材の有効利用(燃料・製紙・木道)、下刈り ③ 山林労働者雇用促進」</p>	<p>今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策や、この計画の実現を図るための実行計画において、検討をしていきます。</p>
<p>7. 人と自然が共に生きる里山づくり 「市民みんなで支える」という考えが必要です。そのための参加の仕組みも整えるべきと考えます。」</p>	<p>里山保全をはじめとする自然環境の保全については、市民をはじめとする、多様な主体の協力が重要と考えており、「環境目標」のなかで記述しております。参加の仕組みにつきましては、今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策の中で、検討していきます。</p>	<p>持続可能な社会構築の先駆的都市づくりの実践 「麻溝台・新磯野土地区画整理事業において持続可能な街づくりのモデルとして「やすらぎと潤いがあふれる環境都市」の先駆的実現に取り組む」</p>	<p>今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策や、この計画の実現を図るための実行計画において、検討をしていきます。</p>
<p>2. 協働の仕組みづくり 「コーディネータについては、市民・行政・事業者それぞれで育成することが必要です。現在の表現ではそれが読み取れませんので、「市民・行政・事業者それぞれで育成」と明記すべきと考えます。」</p>	<p>今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策の中で、判りやすい表現を工夫していきます。</p>		

<p>環境ビジネスの推進モデル 「環境負荷を算出するための環境負荷評価制度を家庭、企業、行政全てに導入する。その中から、環境活動となるもの環境ビジネスとなるものを抽出し「見える化」する。市民、企業、行政の出資によりエコファンドを創設し、出資者に対し出資額に応じた環境ポイントを配布する。市民の環境活動の対象を環境ビジネスに結びつけ、その利益をエコファンドに供託し、環境ポイント配布の原資とする。環境ポイントは、環境ビジネスとして登録されているサービス・製品の購入に使用できる(通常価格の5-10%割引)ことでインセンティブを与える。」</p>	<p>今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策や、この計画の実現を図るための実行計画において、検討をしていきます。</p>
<p>「環境負荷半減都市宣言」を基本指針とすべきである。</p>	<p>特に地球温暖化対策を推進するためには、全市的な取組が求められていることから、「宣言」の制定などについても今後の検討課題としていきます。</p>
<p>2050年CO₂排出量70%削減を実現するための12の方策 ① 快適さを逃さない住まいとオフィス ② トップランナー機器をレンタルする暮らし ③ 安心でおいしい旬産旬消費型農業 ④ 森林と共生できる暮らし ⑤ 人と地球に責任を持つ産業・ビジネス ⑥ 滑らかで無駄のないロジスティック ⑦ 歩いて暮らせる街づくり ⑧ カーボンミニマム系電力 ⑨ 太陽光と風の地産地消 ⑩ 次世代エネルギー供給 ⑪ 見える化で賢い選択 ⑫ 低炭素社会の担い手づくり</p>	<p>環境基本計画については、10年間の計画であるため、長期的な数値目標を明記する点については、今後の課題と考えています。ただし、御指摘のように長期的視点に基づいた施策展開は重要と考えており、今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策や、この計画の実現を図るための実行計画において、検討をしていきます。</p>
<p>「地域の実情に合わせた資源回収モデル地区の実現」</p>	<p>今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策の中で、検討していきます。</p>

イ 団体からの意見(1 団体)

参考資料第2章第4節 5 景観資源 「低層の住宅地や拠点的な商業地における、まちなみのルールづくりに際しての電柱等電気工作物規制への配慮をお願いしたい」	今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策や、この計画の実現を図るための実行計画において、検討をしていきます。
参考資料第2章第5節 地球温暖化 「温室効果ガスの削減に向けて規制緩和による導入の促進の追記」	今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策の中で、判りやすい表現を工夫していきます。
「ヒートポンプ技術を活用した高効率空調機・給湯器の導入及び蓄熱システムの導入」 「電気自動車の活用」	今後、「基本となる施策」の方向性に基づく具体的施策や、この計画の実現を図るための実行計画において、検討をしていきます。
「自然環境への配慮や工法等の環境配慮指針については、イニシャルコストにとらわれずライフサイクルCO2を重視した指針」	環境配慮指針の検討にあたって参考とさせていただきます。

(8)パブリックコメント

- 1 募集期間 平成21年9月15日～10月14日 (30日間)
- 2 周知方法 市ホームページ (9月15日～)
広報さがみはら (9月15日号)
- 3 資料配布場所 事業担当課、市役所・各総合事務所の行政資料コーナー、
各出張所・公民館、図書館、相模大野図書館、橋本図書館
- 4 募集方法 直接持参、郵送、ファックス、Eメール
- 5 意見提出状況 53人 (120件)
- 6 意見の概要の内訳

環境基本計画の基本的考えに関することへの意見	3件
環境基本計画がめざすものに関することへの意見	8件
施策と施策の方向性に関することへの意見	99件
重点プロジェクトに関することへの意見	2件
環境配慮に関することへの意見	1件
推進体制・進行管理に関することへの意見	2件
その他の意見	5件

「環境基本計画(素案)」に対する主な意見と市の考え方

① 環境基本計画の基本的考え方に関すること(3件)

素案に対する意見等	件数	市の考え方
計画策定にあたっての視点に関すること 2件		
「3の各主体との協働の視点」個人や企業等あらゆる主体が協働・連携していくためには、互いにコミュニケーションがとれる機会をつくる必要があるのではないか。	1件	基本施策12「人づくり・地域づくり」の中で環境のための人づくり、市民活動の支援、地域コミュニティの活性化の方向性を示し、基本施策13「協働の仕組みづくり」において交流の場づくりなど協働のための仕組みの構築を図ることとしています。
「5の地域に根ざした視点」地域の環境が損なわれている場合や、良好な地域環境という評価や判断は、どのような基準で行うのか。	1件	第6章の地域別環境配慮において、市域を地域特性から4つの地域に区分し、それぞれの地域の現況と課題を踏まえた上で地域の方向性を示しています。
計画の期間に関すること 1件		
おおむね20年後ではなく、しっかりと何年後かを決めた方が良いのでは。	1件	この計画は、相模原市総合計画と合わせ、計画期間は、平成22年から平成31年度までの10年間と定めています。また、計画に基づく様々な取組は、計画期間で目標達成をめざすもの、また市民活動など、中長期的な視点に立って取り組み、計画期間内では、一定の成果をあげることをめざすものもあります。このため、様々な取組が総体となってめざす姿(状態)について、計画期間を超えて、望ましい姿(おおむね20年後の姿)として設定しているものです。

② 環境基本計画がめざすものに関すること(8件)

素案に対する意見等(要旨)	件数	市の考え方
「環境目標1 脱温暖化を目指したまちづくり」の地方公共団体の果たす役割の重要性とはどういったことか。	1件	温暖化対策については、国をはじめ産業界などすべての分野で取り組まなければなりません。その中で、地方公共団体は、その地域の地域特性に応じた取組や各主体の連携・協働の推進など重要な役割を担っています。なお、地方公共団体が率先して先導的な温暖化対策を展開していくことも必要であると考えます。
「環境目標2 資源が循環するまちづくり」の中のリフューズ(発生抑制)とリデュース(排出抑制)はどう違うのか。	1件	リフューズは不要なものを買わない、使わない、もらわない、リデュースは、ごみになるものを減らすという意味です。なお、4Rのそれぞれの用語の定義につきましては、注釈で説明します。
「環境目標1 脱温暖化をめざしたまちづくり」の20年後のあるべき姿に「エネルギーを必要以上に使わずに」ではなく、高効率機器等の導入によるエネルギーの高度利用を図れば、市民生活上の充足感を損なうことなく省エネルギーを図ることは可能であり「エネルギーを高度に利用し」に変更すべきである。	1件	基本施策1「市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市」の1-1「市民・事業者のエネルギーの有効利用の推進」で基本的な考え方をまとめており、エネルギーを必要以上に使わないためには、省エネルギーによるエネルギーの有効利用の推進が基本と位置づけており、その中で高効率機器によるエネルギーの高度利用も必要と考えます。
「環境目標3 豊かな自然を守り育てるまちづくり」の農林業の再構築の中に農業の規制強化を加えるべきである。	1件	基本施策5「多様な生物が息づくまちづくり」の「市民と事業者の取組めざすもの」において、使用にあたって生物やその生息環境に十分配慮する旨を定めており、また、5-1「生物の生息・生育環境の保全・再生」において、主な施策「農地の保全と環境保全型農業の推進」を位置づけています。
「環境目標4 健康で安全に暮らせるまちづくり」の更なる取組が必要とは、今までの計画がうまくいかなかったことなのか。	1件	大気や水質に関しては、健康被害に直結する環境問題は改善されてきていますが、自動車公害や化学物質によるリスクの回避、感覚に訴える騒音や悪臭などの問題に加え、更なる質の向上などについても積極的に対応していく必要があると考えます。
「環境目標5 快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり」に都市緑化の推進とあるが、単に緑を増やすだけではなく、生物多様性を考慮した、都市緑化の推進でなければならない。	1件	基本施策5「多様な生物が息づくまちづくり」の5-1「生物の生息・生育環境の保全・再生」において、主な施策「市街地における生物生息環境の保全・創造」を位置づけています。
「環境目標6 多様な主体の協働によるまちづくり」に学校教育の重要性が述べられているが、今の学校の環境教育のままでは、学校によって教育内容にばらつきがでてしまう。もっと一貫性のある具体的な教育内容を定めるべきと考える。	1件	基本施策12「人づくり・地域づくり」の12-1「持続可能な社会の主体・主役づくり」の主な施策として次代を担う子どもたちの育成を位置づけており、ご意見につきましては、具体的な取組を進める中で参考とさせていただきます。
「環境目標6 多様な主体の協働によるまちづくり」に掲げられている次代を担う世代育成のために、環境教育の場としてフィールドを活用できるように目標1～5とのより密接な繋がりが必要である。	1件	環境目標6は、環境目標1～5に共通に関わる目標として位置づけています。環境目標1～5のそれぞれにおいても次代を担う世代の育成を図っていく必要があると考えます。

③ 施策と施策の方向性に関すること(99件)

素案に対する意見等(要旨)	99件	市の考え方
脱温暖化をめざしたまちづくりに関すること 35件		
家庭の温室効果ガス排出量、電気・ガスの使用量が減少したとあるが、企業努力と不景気によるものではないか。景気が回復すれば増大するのではないだろうか。	2件	進行管理指標の増加、減少は今後の方向性を示すもので現状を表したものではありません。温室効果ガスや電気・ガスの使用量は増加傾向にあります。
温室効果ガスの排出量について家庭部門や業務部門が増大したとあるが、家庭部門に関しては、各家庭が苦にならず持続的にできる対策を行って欲しい。	1件	市民・事業者の負担につきましては、エネルギーの有効利用の推進に向けた取組を進める中で配慮していきます。
基本施策1の基本方向に、「条例等による温室効果ガス削減の義務化」とあるが、条例の内容が不透明な段階で削減の義務化を掲げるのは不適切ではないか。さらに、義務化は最終手段であり、安易な義務化を行えば産業の市外流出を招きかねない。今の段階で義務化を掲げるのは時期尚早ではないか。	2件	温室効果ガスの大幅な削減を実現するためには、様々な手法を取り入れていく必要があると考えます。義務化につきましても削減を実現するための有効な手段の一つとして掲げたものです。わかり易くするため、「対策の義務化」と改めたいと考えます。
再生可能エネルギーの利用を積極的に推進すべきことはもちろんですが、経済的条件から利用できることは限界があるのが実情であり、化石燃料の高度利用、二酸化炭素排出のより少ない化石燃料への燃料転換を迫るべき。	1件	化石燃料の高度利用、二酸化炭素排出のより少ない化石燃料への転換につきましては、1-1の「市民・事業者のエネルギーの有効利用の推進」に掲げる主な施策を推進していく手法の一つとして考えます。今後、具体的な取組を進めていく中で、参考とさせていただきます。
二酸化炭素が本市の温室効果ガスの99%を占めているとあるが、調査を行ったのか。	1件	国のガイドラインに基づいて温室効果ガスの排出量を推計しています。
進行管理指標の新エネルギーの導入状況(太陽光発電の導入状況)だけではなく、他の再生可能エネルギーも追加するべきである。	1件	進行管理指標については、現状で把握できる代表的な数値を掲げているものです。
エコライフスタイルの具体的な説明や実施方法を示すべき。	1件	エコライフスタイルの実施例については、この計画に基づく取組の中で検討していきます。
主な施策に民生家庭部門の温暖化対策として有効な省エネルギー機器の普及促進を加えて欲しい。	1件	1-1「市民・事業者のエネルギーの有効利用の推進」の主な施策「身近な家庭での省エネルギーの推進」の有効な手法のひとつとして包含しています。
新エネルギーの導入促進策として太陽エネルギーの加速的導入とあるが、太陽光パネルは、稀少なレアメタルを使用しており、その輸送や製造にも多量な温室効果ガスが発生する。その温室効果ガスが太陽光の加速的導入による削減量より上回っていたら地球全体での削減につながらないのではないだろうか。	1件	地球温暖化対策の推進に向けた具体的な取組を進める中で、今後の参考とさせていただきます。また、太陽光については、設置後は、有限な化石燃料を消費しないというメリットが大きいと考えています。
太陽エネルギーの加速的導入とは具体的にどのような方法で促進するのか。例えば太陽光発電を導入している家庭は、エコ減税の対象とするとか、明確にした方がよい。	1件	太陽エネルギーの加速的導入策につきましては、この計画に基づく取組を進めていく中で検討していきます。
太陽エネルギーの加速的導入の促進実現のためには、相当の資金援助が必要。	1件	地球温暖化対策の推進に向けた具体的な取組を進める中で、より効率的な施策の展開を図ってまいります。
温暖化対策として太陽光エネルギーを促進することは重要だが、風力や地熱等の地域特性を活かしたエネルギー利用を促進することも必要である。	1件	平成19年、20年に実施した利用可能な新エネルギーの実態調査の中で、最も導入可能性が高かったのが太陽光エネルギーです。風力・地熱については、現状では、地勢的・技術的に導入可能性が低いという結果が出ています。
1-2の環境と共生するまちを支えるエネルギーづくりの主な施策において上段の本文のように、太陽エネルギーに限定せず、再生可能エネルギーの加速的導入の促進を迫るべきと考える。また、当初5か年の主な取組においても、太陽光や太陽熱に限定した補助制度ではなく、大気熱を利用したヒートポンプ等にも拡充すべきと考える。	1件	利用可能な新エネルギーの実態調査の中で最も導入可能性が高かったのが太陽エネルギーであったことから、その加速的導入の促進を主な施策としたものです。ご意見の大気熱の利用促進につきましては、新エネルギーの利用促進に向けた、具体的な取組を進める中で、今後の参考とさせていただきます。
用途地域の関係から太陽光を設置しても、近隣に大きなマンションが、建設される可能性があり、設置を断念しました。太陽光発電設置には、多くの補助金があり、このような補助金を受けた施設に対する法的な保護を設けることはできないか。(既に設置された設備への影響を極力避けるような建築内容にするよう働きかけるなど)。	1件	ご意見のような建築物に対する法的な措置は、現状では、困難であると考えますが、ご意見の状況が生ずることは、今後も想定できますので、国全体の動向等を注視してまいります。
1-3環境と共生するまちを支える人づくり・仕組みづくりの当初5か年の主な取組のさがみはら新ESCoによる新エネルギー導入推進は、施策の本文では再生可能エネルギーと表現されているので統一すべきと考える。	1件	用語や表現については、できる限り統一を図り、わかりやすい計画づくりに努めていきます。
持続可能な環境教育・学習プログラムの充実とあるが、相模原市だけではなく、日本全体(の学校)に拡がっていったら、より効果的と考える。ただし、時間と経費もかかるとは思います。	1件	地球温暖化対策の推進に向けた具体的な取り組みを進める中で、今後の参考とさせていただきます。
1-3環境と共生するまちを支える人づくり・仕組みづくりについて都市緑化の必要性を教えるという取組も必要と考える。	1件	都市緑化の必要性を考える取組は、基本施策10「みどり豊かな都市環境の創出」の「10-3都市緑化の推進」に位置づけています。
基本施策2の進行管理指標に公用車のクリーンエネルギー自動車の増加があるが、公用車だけでは、全体の温暖化対策に効果があると思われる台数ではなく、また、高額であるクリーンエネルギー自動車を増やすことにメリットがあるとは思われない。公用車のクリーン自動車を増加するよりも一般の人が利用できるようなした方がよい。	2件	進行管理指標は、把握可能な数値を指標として設定したもので、クリーン自動車の普及・促進策につきましては、「2-1環境にやさしい交通手段への利用転換の促進」に示しているとおり、市民への普及やエネルギー供給施設の整備の促進が主体となります。

電気自動車、燃料電池自動車の後に大気汚染対策ともなる天然ガス自動車を追加して欲しい。	1件	天然ガス自動車は、「燃料電池自動車など」に含まれています。
2-1 環境にやさしい交通手段への利用転換の促進について、バスや電車を使うよう積極的に呼びかけたり、別の公共交通機関の確立も必要と考える。	1件	2-1の主な施策に掲げている「TDM(交通需要マネジメント)による自動車適正利用の推進」により、過度な自動車利用を抑制し、道路交通混雑の緩和や環境負荷の軽減を図ってまいります。 なお、具体的な取組については、現在、策定作業中の新しい「総合都市交通計画」や「バス交通基本計画」の中で検討を行っています。
バスの普及を本当に望むなら、利益をあまり望まず、利用料金を引き下げるなどしたほうが、普及が早いと考える。	1件	バスの普及につきましては、2-1の「環境にやさしい交通手段への利用転換の促進」において、バスを含めた公共交通への利用転換についての基本的考え方をまとめており、当初5か年の取組にも「新しいバス交通基本計画の策定」を掲げています。 ご意見につきましては、こうした取組を進めていく中で参考とさせていただきます。 なお、バス利用の促進を図るため、乗継割引をはじめとした制度が現在、導入されています。
自転車通行の環境の整備をするだけでは、自転車利用者が増えるとは思わない。自転車利用者にエコポイントをあげるようなインセンティブ手段が必要と考える。	1件	「2-1 環境にやさしい交通手段への利用転換の促進」の取組を進める中で、今後の参考とさせていただきます。
車が1分以上停止する場合には、アイドリングストップを義務化するなどの規制を設けてもよいのでは。	1件	アイドリングストップにつきましては、神奈川県「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で義務付けられています。また、エコドライブの啓発等によりアイドリングストップの推進を図ってまいります。
道路整備は、脱温暖化という枠組だけではなく「環境目標4 健康で安全に暮らせるまちづくり」としても、考えなければならない項目である。	1件	計画策定にあたっては、他の計画等との整合や役割分担を考慮し、その対象範囲を環境的側面から対象を限定いたしました。 道路整備については、温暖化対策としての側面から「2-1 環境にやさしい交通手段への利用転換の促進」の主な施策に取り上げたもので、道路整備全体につきましては、道路整備計画等において推進しています。 なお、環境目標4の安全は、環境汚染や化学物質に対する安全を対象としています。
自転車駐車場の収容台数は増加しているのに放置自転車が目立つ。更なる措置や対策が必要なのでは。	1件	「2-1 環境にやさしい交通手段への利用転換の促進」の取組を進める中で、今後の参考とさせていただきます。
環境にやさしい交通手段として自動車に比べCO ₂ 排出量の少ない自動二輪車を加えるべき、さらに自動二輪駐車を設置する必要があると考える。	2件	自動車等の運輸部門の温室効果ガスの目安としては、一人当たりに換算する必要があります。自動二輪車も大量輸送をする公共交通と比較すると決して低い数値とはなりません。
自転車の促進が必ずしも良いとは限らない、道幅が狭い場所や踏切などは、歩行者が危険な場合もある。自転車の利用を促進するよりも道幅を広くする方が先ではないだろうか。	1件	自転車の促進は、単に自転車を増やすことではなく、歩行者が安全であるとともに自転車が安全に走れるまちづくりを推進することと考えます。
新交通システム実現に期待していたものだが、新交通システムとまではいかずとも現在のバスの運行方法の改善や、一般車両の交通制限等を縦貫道完成までに検討するなど何らかの対策を早急にすべきと考える。	1件	今後、検討を進めるにあたって参考とさせていただきます。
人口が増加しているので、鉄道の本数を増加するべき。	1件	列車の運行本数の増加につきましては、「相模原市公共交通整備促進協議会」等を通じ、鉄道事業者に対し、要望を行っています。
2-2 歩いて暮らせるまちづくりとあるが、狭隘道路が多い現状で、すべてを広くすることは困難なのは。	1件	歩いて暮らせるまちづくりは、ご意見を含めた現状を踏まえ、今後のまちづくりにあたって、中心市街地や鉄道駅周辺においては、都市機能を集中させて、過度に自動車に依存しない低炭素型のまちづくりを進めていくという中長期的な方向性を示したものです。
歩いて暮らせるまちづくり (2-2) とあるが、現在の相模原市は車がないと暮らしにくい。本当に実現できるかは疑問である。	1件	
資源が循環するまちづくりに関すること 14件		
市民1人1日当たりの家庭ごみ量を500g以下にしますなどの目標が書かれているが、具体的な内容は。	1件	具体的には、基本施策3「4Rによる資源循環の推進」の3-1～5の施策の柱に掲げる主な施策、主な取組を推進していくことにより目標達成をめざしてまいります。
地球温暖化を抑制するためには、最終的な姿としてごみゼロの循環型社会をめざすことが必要であり、そのためには、市民全員が資源循環のための取組を行政のみに依存するのではなく、それぞれのライフスタイルの中で、また地域で実践する必要があり、市民の取組でめざすものを「市民は、ライフスタイルを資源循環の生活に転換し、ごみゼロの社会を目指して積極的に提案し、行動します」と提案します。また、4R推進の仕組みづくりに「市民による地域の特色を活かした活動の推進」を追加することを提案します。	1件	計画案では、「市民の取組でめざすもの」として「生活のあらゆる場において、ごみを発生させないこと」をめざすこととしています。 また、「市民による地域の特色を活かした活動の推進」につきましては、基本施策1～5に共通の施策である基本施策12「人づくり・地域づくり」の「2-3 地域コミュニティの再生・活性化」に考え方を盛り込んでいます。
分別を徹底することにより、資源ごみを増やし、また、なるべく多くのリサイクル品を使うようにする必要があると思う。	1件	「3-2 4R推進の仕組みづくり」の主な施策「ごみの分別・排出ルール徹底を図っていくための4R推進運動の展開」などに位置づけており、市民・事業者へ、4Rの主旨をより一層周知してまいります。
リサイクルされている現場を見学できれば、ごみに対する意識も向上するのでは。	1件	「3-1 環境教育・情報提供・啓発活動の充実」の主な施策「市民が気軽に体験・参加できる「場」の提供」に位置づけており、清掃施設の見学を積極的に行ってまいります。
4Rの推進の中に「マイ箸の推進」という取組があると良い。コンビニ・弁当屋等の割り箸を有料化・廃止することで環境問題に対する意識の向上が図れる。	2件	「4Rによる資源循環の推進」の取組を進めていく中で、今後、参考とさせていただきます。

ごみの分別の徹底の具体的な手法は、守らない人に対してはどうするのか。レジ袋の削減は有料化によるのかとか、もう少し具体的に記述すべき。	2件	環境基本計画は、施策の方向性を示すもので、具体的内容は、「一般廃棄物処理基本計画」の実施計画等でお示してまいります。
ごみ減量を徹底させるならごみの有料化が必要である。主な取組に有料化を明確に入れるべきです。	2件	「3-3の家庭ごみの推進」の課題に掲げているとおり、ごみの排出量が増加に転じるなど、ごみの減量化が図られない場合には、市民に十分な説明を行ったうえで有料化に取り組んでまいります。
地域ごとの自治会が各地域の資源回収を月に何回か決めて行うことや包装袋削減の取組も必要と考える。	1件	包装袋削減は、「3-3 家庭ごみ対策の推進」において、集団資源回収については、「3-5 リサイクルの促進」において主な施策に位置づけております。
レジ袋の廃止や生ごみのリサイクルを推進していくべき。	1件	また、生ごみのリサイクルについては、「3-4 事業系ごみ対策の推進」及び「3-5 リサイクルの促進」において主な施策に位置づけており、当初5か年の主な取組として「有機性資源活用補助事業」を推進してまいります。
使用済み食用油・溶融スラグの有効活用とあるがそれらは、どういった活用がされているのか。説明不足である。	1件	食用油は、バイオディーゼル燃料として使用、溶融スラグはアスファルト骨材として利用を予定しております。
まち美化の推進について、市民や事業者との協働が必要である。	1件	「まち美化の推進」については、「4-2 不適正排出・不法投棄対策」の主な施策に位置づけており、具体的な取組を進めていく中で、市民・事業者との協働をより一層進めてまいります。
多様な生物が息づくまちづくり関すること 18件		
豊かな自然を守り育てるまちづくりを達成するためにはビオトープの概念も必要。	1件	ビオトープの本来の概念である「野生生物が十分に生息可能な空間」は、基本施策5の「多様な生物が息づくまちづくり」から基本施策8の「清らかで親しみのある水辺環境づくり」までの基本的な考え方に生かしています。
地表がコンクリートに覆われ生物多様性を失ってしまった場所もたくさんある。これらの対策も必要では。	1件	「5-1 生物の生息・生育環境の保全・再生」の主な施策である「市街地における生物生息環境の保全・創造」の取組を進めていく中で、今後、参考とさせていただきます。
農業を増やすことに賛成。	1件	農地の重要性については「5-1 生物の生息・生育環境の保全・再生」に基本的な考え方をまとめており、主な施策に農地の保全を位置づけています。
多様な生物が息づくまちづくりのためには、緑の保全が重要だが、山林地権者等とどう協力していくのが明確ではない。	1件	「5-1 生物の生息・生育環境の保全・再生」の当初5か年の取組である「水源の森林（もり）づくり事業」の森林の整備にあたっては、協力協約制度等の仕組みにより、地権者の協力を得ながら民有林の整備を進めています。また、市街地においては、「市民緑地」や「緑地協定」等による緑地保全制度を活用しております。
宅地開発等の開発で切られる木を助けることはできないのか。人に譲るとか、荒れた里山に植えるとか。等具体的な施策が見えてこない。	1件	基本施策10の「みどり豊かな都市環境づくり」を推進していくため、「都市のみどりの保全・再生」、「都市緑化の推進」を大きな柱としており、今後、具体的な取組を進めていく中で参考とさせていただきます。なお、市では「みどりのバンク事業」として草花や樹木などの「みどり」を譲りたい、譲り受けたい人に対しての相互の情報提供を行っています。
動物への理解をより深めるために、動物と触れ合える施設が必要ではないか。また、動物の保護については、動物病院などの医療施設の充実も必要と考える。	1件	基本施策5の「多様な生物が息づくまちづくり」の取組を進めていく中で、今後、参考とさせていただきます。
現在の自然環境観察員制度は、市民の自主性を保持し、楽しみ、学びながら自然環境の調査を進めているもので、自然環境調査を定期的を実施すること、RDB作成に向けての取組は、本来の制度の目的とは違うのではないか。	1件	定期的な自然環境調査やRDB作成を自然環境観察員に委ねるものではなく、専門機関等が中心となって広く市民に協力をいただいていくものと考えています。その中で自然環境観察員が環境リーダーとしての役割を果たせるよう、養成していく必要があると考えます。具体的な内容等については、今後、取組を進めていく中で検討してまいります。
外来生物対策について具体的に市民にどう呼びかけていくのか。外来生物の駆除は誰が行っているのか。特定外来生物以外の外来生物はどうするのか等外来生物に関して具体的な記述がない。	3件	生物多様性を守っていくため、生態系の攪乱となる外来生物の対策が必要と考えており、「5-3 生物の保護・管理の施策の推進」において外来生物対策を位置づけており、当初5か年の主な取組として「外来種の生態系に及ぼす影響についての市民への啓発」、特定外来生物である「アライグマ防除対策の実施」、「外来種の現況調査」をあげています。また、当初5か年は、生態系への影響が大きい特定外来生物の対策を主と考えます。
町中で多様な生物が適正な状況で生きていくには人間が適切に管理する必要があり、NPOや大学等と協働でペット対策を推進していく必要がある。	1件	基本施策5の「多様な生物が息づくまちづくり」の取組を進めていく中で、今後、参考とさせていただきます。
生物の保護・管理の施策の推進とあるが、現在津久井の山や森は孤立してしまっており、固有種・希少種の交配がうまくできていない状況にある。山と山との移動ができる様な小さな里山を作っていくべきである。	1件	計画案では、生態系の安定した継続を図っていくため、森林・樹林地・河川・里山・農地・市街地などにおいて、生態系に配慮した施策を推進し、生態的ネットワークの形成をめざすこととしており、今後、具体的な取組を進めていく中で、参考とさせていただきます。
水源環境保全税はどういったところに使われているのか。また、ボランティア・インストラクターの育成・支援は重要だが、森林問題の解決を目指すのであれば林業の復興が必要条件となるのでは。	1件	水源環境税につきましては、津久井地域の水源林の保全・再生や下水道や高度処理型浄化槽の整備に活用されています。林業の復興につきましては、衰退している現状を踏まえ、今後の活性化に向け検討してまいります。
健康で豊かな森林をつくるためには、人工林から元の姿に戻すことが必要では。	1件	基本施策6「健康で豊かな森林づくり」に基本的考え方をまとめておりますが、人工林であっても、間伐、枝打ち等の適切な管理をすることで、健康で豊かな森林をつくることのできることから、水源の森林（もり）づくり事業等により整備を進めております。
地場産木材や間伐材の活用と書かれているが、どの程度利用されているのか具体的な数値をあげるべきである。	1件	現状では、活用が少ない状況にあり、「6-3 森林資源の活用」の主な施策に位置づけているとおり、利活用の推進について検討してまいります。
体験農園の開設とあるが、具体的には。	1件	現在検討中の段階であり、今後、より詳細を検討してまいります。

基本施策8の清らかで親しみのある水辺環境づくりの目標である「水辺やみどりに親しめる場が十分と感じる市民の割合を86%にします」の達成のためには、市民への働きかけが重要である。また、なぜ86%なのか。	1件	清らかで親しみのある水辺環境づくりの推進を含め、環境の保全・再生活動は、多様な主体の協働によるまちづくりが重要であると考えます。ご意見の市民への具体的な働きかけにつきましては、今後、取組を進める中で検討してまいります。 また、目標値は、現況のアンケート結果がすでに高い数値のため、今後の施策効果を勘案して10年間で5%増としたものです。
基本施策8の親しみのある水辺環境づくりで水質浄化については、具体的にどう取り組むのか。	1件	水質浄化については、「9-2 水質環境保全対策の推進」で掲げる森林・農地の保全や生活排水対策が主と考えます。 また、市民協働による水辺環境づくりに取り組んでいくことも大切であると考えており、本計画においては、「8-1 水辺環境の保全・再生」として、「ホタルなどの水生生物の生息する清らかな水辺環境の保全・再生」も主な施策と位置づけています。 具体的な内容につきましては、今後、取組を進める中で検討してまいります。
健康で安全に暮らせるまちづくりに関すること 4件		
安全を考える上でガードレールや信号の設置など道路交通の整備も重要である。	1件	基本施策9で示している安全は、環境汚染や化学物質を対象としているものです。道路整備等につきましては、道路整備計画等において推進しております。
化学物質の適正管理についてどのように情報を市民に提供していくかが重要である。さらに、情報を提供するだけでなく、1人でも多くの人に伝えるように様々なメディアを利用して広報していくことが大切である。そのためにも、自治会や市民団体等と連携して多くの市民に理解してもらう必要がある。	1件	「9-4 有害化学物質対策の推進」で基本的な考え方を示しているとおり、化学物質のリスクを低減していくためには、リスクマネジメントは重要な課題と認識しています。 ご意見につきましては、今後具体的な取組を進めていく中で参考とさせていただきます。
電波障害の解消を図るためには、トラックを主とする違法・不法無線局の取締りが必要。	1件	環境基本計画で対象とする電波障害は、高層ビル等の建築物による恒常的な電波障害です。
航空機騒音について、相模原市は、米軍基地が多いのである程度やむをえないのでは。	1件	今後とも、基地等に由来する航空機騒音の解消をめざして積極的に関係機関へ要請してまいります。
快適で心の豊かさを感じることができるまちづくりに関すること 11件		
良好な熱を感じられる都市環境を創出しますとあるが、熱という言葉を使うと暖かいイメージしかでてこない。	1件	「熱環境」は、環境用語とされている言葉ですが、専門用語等につきましては、注釈で説明します。
大きな公園をつくるだけでなく、半径何km内に一つなど適正な配置計画で身近な公園をつくってほしい。	1件	身近な公園の整備につきましては、「10-1 都市公園の整備の推進」に位置づけていますが、整備にあたっては、地区ごとの整備状況を考慮し、計画的な整備に努めてまいります。
公園を歩いてみたが、ごみだらけであった。整備をするならごみの問題も解決すべきである。また、それに伴う鳩やからす対策も必要である。	1件	4-2の「不適正排出・不法投棄対策」において「不法投棄防止対策の充実」や「まち美化の推進」を主な施策に位置づけており、清潔で美しいまちづくりをめざしています。こうした取組を進めていく中で利用者の美化意識やモラルの向上に努めてまいります。 また、街美化アダプト等により公園の美化についても積極的に推進してまいります。
近年では公園がどんどん減る一方だが本当に公園の整備の推進はできるのか。	1件	公園は計画的に整備しており、その整備面積は年々増加しています。今後とも計画的な整備に努めてまいります。
みどり豊かな都市環境づくりのために公園だけではなく人目につく駅周辺なども緑化計画を立てるべきだと考える。	1件	「みどり豊かな都市環境づくり」は、環境目標3の「快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり」実現のための重要な柱と位置づけており、基本施策10においても都市緑化の推進を施策の柱としています。 また、第6章環境配慮の地域別環境配慮では、駅周辺などの中心市街地において、屋上緑化や壁面緑化の導入などの緑化対策を求めています。
地域性を考慮した緑化の推進を。	1件	第6章の地域別環境配慮に示すとおり、市域を地域特性から4つに区分し、それぞれの地域特性に応じた環境配慮の方向性を示しています。
舗装をやめて土の道路に戻すことはできないのが現実であるため、保水性舗装を幹線道路だけでなく生活道路にまで積極的に取り入れていって欲しい。ヒートアイランド対策にも効果的である。	1件	ヒートアイランド対策の取組を進めていく中で、今後の参考とさせていただきます。
相模原市は、急激な都市化、高層化により、地球温暖化現象と相まってヒートアイランド現象を引き起こす要因をすべて持ち合わせている現状にある。ここでヒートアイランド対策を講じていかなければ、内陸地でもあるため横浜市をも凌ぐヒートアイランド現象を引き起こす可能性もある。雨水から始まる水の循環を利用した大規模なヒートアイランド対策を講じるなどヒートアイランド現象の研究と効率的な施策の検討を早急に進めていくべきである。	1件	ヒートアイランド現象は、都市づくり上大きな課題の一つと認識しています。また、地球温暖化対策にとっても重要と考えることから、今後、ヒートアイランド現象の研究と施策の検討を進めたいと考えます。なお、施策としては、脱温暖化対策に関連づけて進めてまいりたいと考えます。
景観にとって米軍基地の存在は、大きな影響を及ぼしている。	1件	米軍基地は、都市づくりにおいて支障となっていることから、返還について、今後とも関係機関に要請してまいります。

市民・事業者・行政の協働による景観形成をするならば、そこで定めた目的やイメージに沿った景観になっているかどうかという目標が必要。	1件	「快適で心の豊かさを感じることができるまち」を形成していくためには、魅力ある景観づくりが重要と考えます。様々な景観資源について「まもる」、「いかす・そだてる」、「つくる」を基本に、市民と行政が協働して魅力ある景観形成を進めていくことを基本方向としています。このため、市街地景観や自然的景観が良好に保たれているかどうかを目標として設定したものです。
基本施策11の成果目標の最終目標の数値の違いはなぜか。同じ市内なので同じにすべきでは。	1件	目標値は基準値をもとにその後の施策効果を勘案して積み上げたものです。
多様な主体の協働によるまちづくりに関すること 17件		
現行環境基本計画の「環境目標4 環境パートナーシップの形成」を受けて設置された環境情報センターの点検・評価が不明であり、現行計画の評価・点検を行なった上で新たな環境目標を設定すべきである。環境パートナーシップの観点から見れば、現状維持、あるいはやや後退ではないか。	1件	現行の計画の評価・検証につきましては、今回の計画策定にあたって各課機関や審議会等において、評価・検証を行っております。環境情報センターにつきましては、「12-2 市民活動支援機能の充実」に「環境情報センター機能の充実」を主な施策に位置付けています。
街美化アダプトの充実について、明確な数値目標を入れるべきである。さらに、相模原市はじめ行政機関自体が街美化アダプトに参画するべきである。	1件	数値目標は、基本施策全体の進捗状況を計れるもの、進行管理指標は個別施策の進捗状況を計るものとしています。「街美化アダプト」につきましては、「管理している街区公園の割合」という進行管理指標を基本施策10に設けています。 なお、街美化アダプトと行政の関わりにつきましては、例えば公園の管理においては、街美化アダプト制度により、地域や住民が日常清掃を行い、行政が施設の維持補修を行うということで、市民と行政の連携による公園管理がなされています。
基本施策12の人づくり・地域づくりの方向性にある市民の果たす役割とは何でしょうか。また、事業者や行政の役割とは。	1件	基本施策12の施策の柱に基本的考え方をまとめておりますが、具体的な取組例は、基本施策12の「(5)市民と事業者の取組でめざすもの」に掲載しています。
基本施策12の目標である「環境に配慮している市民の割合」が低い。目標値についても高く掲げてよいのでは。	1件	市民アンケート結果による指標値です。目標は、基準値をもとに施策効果を勘案して積み上げたものです。
進行管理指標として市民ファンド「ゆめの芽」交付状況がありますが、交付は環境活動団体とは限らず、今後市民主体のファンドが現在の規模で存続するとは限らないので、指標とするにはふさわしくないのでは。	1件	「基本施策12 人づくり・地域づくり」の主な施策や取組については環境分野だけではなく、市政全般にわたっているものがあるため、施策の進行管理を行う進行管理指標についても、市民ファンド「ゆめの芽」の交付状況といった全般にわたる指標も設定しています。
市民の取組でめざすものに記載されている人材バンクは今後設立する予定はあるのですか。	1件	市民活動サポートセンターの「さがみはら市民活動人材ネット」や神奈川県生涯学習情報センターの人材バンク、さらに団体では環境情報センターの「エコネットの輪」といった既存の人材バンクの活用を想定しています。
人づくり・地域づくりについてだが、エコクラブ以外にも子どもたちが環境にふれあう場をつくるべきである。	1件	「人づくり・地域づくり」の取組を進めていく中で、今後、参考とさせていただきます。
環境教育について、参加できる「場」ではなく、強制的に学ぶ取組が必要である。	1件	「12-1 持続可能な社会の主体・主役づくり」の中で、基本的考え方をまとめており、各主体のネットワークの構築や対象のレベル、「場」に応じた学習プログラムの作成が必要と考えます。
環境教育について学校やNPO、事業者の協働をより推進するべきである。	1件	環境まつりのような産学官民共同の事業については「12-2 市民活動支援機能の充実」の主な施策である各主体の協働の取り組みの推進のひとつとして位置づけています。なお、「当初5か年の主な取組」として、その充実を追加掲載します。
2005年から実施している環境まつりが基本方向、施策の柱、主な取組等からも省かれている、その理由と、環境まつりの位置づけを知りたい。	2件	環境まつりのような産学官民共同の事業については「12-2 市民活動支援機能の充実」の主な施策である各主体の協働の取り組みの推進のひとつとして位置づけています。なお、「当初5か年の主な取組」として、その充実を追加掲載します。
当初5か年の主な取組の環境情報ネットワークの形成についてですが、環境情報センター、ふれあい科学館、市立博物館それぞれのもつどの機能の連携を強化することが、市民活動支援機能の充実になるのか疑問。	1件	「12-2 市民活動支援機能の充実」に環境情報センターの機能の充実を位置づけており、他の市民活動支援施設や社会教育施設とのネットワーク化は重要と考えていることから、当初5か年の主な取組として環境情報ネットワークの形成を掲げたものです。なお、環境情報ネットワークの形成については、現在策定中の「(仮称)相模原市水とみどりの基本計画」の重点プロジェクトにも位置づけています。
環境活動の支援と環境情報の提供のための拠点施設として環境情報センターがあるが、活動の支援は団体同士のネットワークを広げることもするべきでは。	1件	基本施策12「人づくり・地域づくり」の「12-2 市民活動機能の充実」に基本的考え方をまとめていますが、今後、環境情報センターのあり方を検討していく中で参考とさせていただきます。
地域活性化のためにはアミューズメント施設の建設を考えるべきである。	1件	基本施策12「人づくり・地域づくり」の12-3「地域コミュニティの再生・活性化」を具体化していく中で、各地域の個性や観光資源を生かしながら、協働によるまちづくりを進めてまいります。
基本施策13の目標「市に意見を言える機会や手段が備わっていると感じるとする人の割合」の基準となる値の根拠は、また、最終目標が低いのでは。	1件	市民アンケート結果による指標値です。目標は、基準値をもとに施策効果を勘案して積み上げたものです。
相模原町田大学地域コンソーシアムの働きを積極的に評価したうえで、環境基本計画に位置づけるべきである。	1件	相模原町田大学地域コンソーシアムは「13-2 持続可能な社会を実現させるための仕組みづくり」の主な施策である産学官民共同による持続可能な環境共生都市の構築のための重要な推進母体の一つとして位置づけています。
環境学習の推進や環境活動の支援を目標とする基金を設置するべきである。	1件	計画を安定的かつ継続的に進めるため、財政措置を確実に図ることも重要であると認識しています。このため、第7章の進行管理・推進体制において、財源の確保に努める旨、定めており、また、その中で環境保全・創造のための新たな基金制度の創設についての検討を行うこととしています。

④ 重点プロジェクトに関すること(2件)

素案に対する意見等(要旨)	件数	市の考え方
重要性の高い課題として環境教育や次代を担う世代の育成を盛り込むべきでは。	1件	人づくりについては、各プロジェクト共通の課題であると考えており、事業実施にあたっては、プロジェクトごとに最適な取組を検討してまいります。
「豊かな水とみどりあふれるまち再生プロジェクト」の取組にあげている体験型農園の開設促進だが、体験型農園の開設よりも遊休農地対策が重要では。	1件	有給農地対策については、基本施策5「多様な生物が息づくまちづくり」や基本施策7「人と自然が共に生きるまちづくり」において、「耕作放棄地対策の必要性の課題認識のもと、農地の保全や里山環境の保全・活用を進めることと位置づけています。 重点プロジェクトは遊休農地対策の一環として体験型農園の開設の促進を行うものです。

⑤ 環境配慮に関すること(1件)

素案に対する意見等(要旨)	件数	市の考え方
市が事業を実施する際、計画段階から市民の環境が悪化・低下する可能性がないか、あれば未然に防止できるための必要な措置をとれるシステムの構築を望みます。	1件	地域の優れた環境資源を将来にわたって保全し、良好な環境を創造していくためには、事業の特性や計画の熟度、環境特性に応じて適正な環境配慮を行うことが重要と考えます。 そのため、公共事業、民間の開発事業の実施に際して、第6章の事業別環境配慮において、事業の基本構想段階から、事業や地域の特性に応じて、適切な環境配慮をするよう求めております。

⑥ 推進体制・進行管理に関すること(2件)

素案に対する意見等(要旨)	件数	市の考え方
現行環境基本計画は、合併等があり前期重点施策の検証・評価が行われずに、前期の重点施策がそのまま後期においても維持された。このような状態は評価体制が不十分であったことが主たる原因ではないのか。新環境基本計画の進行管理体制は年数回程度の環境審議会の開催で十分であるとの認識か。また(仮称)環境市民会議とは、具体的にどのような構想で設置され、その権限・役割は。	1件	現行計画については、合併等により本市の環境特性が大きく変わったことから、前期の重点施策の検証・評価を合わせて新たな環境基本計画を前倒して策定することとしたものです。 新たな環境基本計画の進行管理については、環境審議会などによるものに加え、市民協働をより推進し、多様な地域特性や、考え方を反映していくため、市民、団体、事業者など多様な主体からなる(仮称)環境市民会議を設ける仕組みを定めるものです。
自分たちのしていることがどうゆう効果をもたらすか半年毎に中間報告をするべきである。	1件	進行管理については、年1回を予定しております。

⑦ その他(5件)

素案に対する意見等(要旨)	件数	市の考え方
相模原市は中規模な工場が乱立し、最悪な工場汚染都市である。今の相模原市の利点は「治安」が良いことである。また都心に近いので、若いサラリーマンがマイホームを購入するのうってつけである。そのため、工場の規制を厳格化して、立ち退いた工場の代わりに戸建の住宅街をつくり、安心で安全、空気よく、治安よく、都心に近いマイホームタウンにし、100万人都市を目指すべきである。人口増によるサービス業の需要増で財源・雇用を図れる。	1件	相模原市は、国内でも有数の内陸工業都市として発展してきましたが、今後も「人・自然・産業が共生するまちづくり」を都市像に、人と自然が共生するとともに、さらに市民の豊かな暮らしと活力ある都市の実現に向けてのづくり産業の集積や新たな成長産業の創出・育成などの施策を進めていきます。 計画案のめざす「持続可能な環境共生都市」は、環境的側面だけではなく経済的側面や社会的側面も健全で豊かに発展していくことであり、そのために、適正な土地利用をもとに、住宅、自然、産業が共生しているまちづくりをめざすものです。
環境目標を6つに分け、それぞれに施策目標が示されているので分かりやすいと思うが、こうした目標を掲げていることを多くの市民に認識してもらうことが重要である。また、市民に環境について感心を持ってもらうなら小・中学生にも理解できるような、もっとわかりやすい冊子にするべきである。	3件	計画書は、市民に、市の環境施策の考え方をより理解してもらえるよう、わかりやすい冊子にしたいと考えています。 また、小中学生向けの冊子についても検討してまいります。
理想的なまちづくりのために、相模原市に関わる人がどのような行動をとる必要があるか具体的例示を示すべき。	1件	基本施策12の「人づくり・地域づくり」において、行政のみならず、市民・事業者がそれぞれ、自分たちの役割を認識し、行動し、かつ協働していくことが重要である認識のもと、施策の柱として、「持続可能な社会の主体・主役づくり」を掲げ、環境教育や学習機会の充実、リーダーの育成、教育の場づくりなどに取り組むこととしています。 なお、基本施策の構成として、「市民・事業者の取組でめざすもの」を位置づけ、各基本施策に関連した各々の行動を定めています。今後この計画の推進を図っていく中で、具体的な例示を含め、主体別にまとめ、活用することについて、検討したいと考えます。

2 温室効果ガス排出量の算定

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアル」(環境省)のガイドラインに基づいて算定いたしました。

- 対象年 現況推計 2006年度 将来推計 2020年度
- 把握対象範囲 相模原市全域
- 把握対象温室効果ガス CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆

ガスの種類	人為的な発生源
エネルギー起源CO ₂	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。
非エネルギー起源CO ₂	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生。
CH ₄ (メタン)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立からも2～3割を占める。
N ₂ O (一酸化二窒素)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を示す。
HFC (ハイドロフルオロカーボン)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用。
PFC (パーフルオロカーボン)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。(半導体等のエンチングガス、半導体等の洗浄剤)
SF ₆ (六フッ化硫黄)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。(電気絶縁ガス、半導体等のエンチングガス)

(1) 現況推計

分野	算定方法
製造業	既存統計(「石油等消費構造調査」(2001年版))の業種別エネルギー消費量と「工業統計」による業種別製造品出荷額から、業種別エネルギー消費原単位(製造品出荷額あたり)を求め、これに相模原市の業種別製造品出荷額を乗じて試算した。ただし、鉄鋼業に関しては、相模原市に高炉を用いた製鉄業が存在しないことから、鉄鋼業の平均原単位ではなく、製鉄業を除いた鉄鋼業原単位を使用。 また、都市ガス分については、相模原市分の工業用ガス販売量を用いて補正した。
農林業 建設業・鉱業	農業:「総合エネルギー統計」(経済産業省)の農業用エネルギー消費量を、農業生産額の全国/相模原市で按分する。 建設業:「総合エネルギー統計」の建設業用エネルギー消費量を、建設業就業者数の全国/相模原市で按分する。
民生家庭用	灯油・LPGは「家計調査(横浜市)」から得られる値を補正し、世帯数を乗じる。 都市ガスは、相模原市分の家庭用ガス販売量を使用する。 電力は、東京電力管内の従量電灯A・Bの販売量を管内世帯数で除して、世帯あたり電力消費量を試算する。ただし、電気給湯等のみ「家庭用エネルギー統計年報」(住環境研究所)の関東地域の平均値を使用する。
民生業務用	既存統計(固定資産の価格等の概要調査、公共施設状況調べ等)から相模原市の業種別延床面積を推計し、既存文献の業種別エネルギー消費原単位を乗じて試算する。 ただし、都市ガス分については、相模原市の商業用ガス販売量を用いて補正する。
運輸部門	自動車: 全国的車種別エネルギー消費原単位に、市の車種別保有台数を乗じて試算する。 鉄道: 鉄道事業者の企業ホームページ等による鉄道事業分電力消費量を、路線延長の事業者計/相模原市で按分する。

相模原市温室効果ガス総排出量

ガスの種類	t	地球温暖化係数	t-CO ₂	%
エネルギー起源CO ₂	4,321,429	1	4,321,429	97.5
エネルギー起源以外CO ₂	58,474	1	58,474	1.3
CH ₄	259	21	5,433	0.1
N ₂ O	136	310	42,218	1.0
HFC ※	2	1300-1700	2,544	0.1
PFC	-	-	-	-
SF ₆	-	-	-	-
合計			4,430,097	100

※使用されているHFCによって係数を設定

相模原市エネルギー需要量(2006年) (単位TJ/年)

	産業部門				民生家庭用	民生業務用	運輸部門	工ネ転換他	合計
	製造業部門	建設部門	農業部門	小計					
電力	4,902	15	3	4,920	4,067	3,341	346	55	12,728
都市ガス	4,214	0	0	4,214	2,165	1,202	0	43	7,624
LPG	849	0	0	849	3,627	217	182	0	4,875
原油	6	0	0	6	0	0	0	0	6
灯油	738	146	59	943	830	218	0	4	1,996
A重油	2,391	107	51	2,550	0	696	0	6	3,251
B重油	46	0	0	46	0	0	0	0	46
C重油	2,237	3	0	2,241	0	0	0	0	2,241
ガソリン	34	0	0	34	0	0	9,796	0	9,830
軽油	1,201	424	44	1,669	0	0	5,501	0	7,170
石炭系炭化水素	1,206	0	0	1,206	0	0	0	0	1,206
石油コークス	1,014	0	0	1,014	0	0	0	0	1,014
石炭	5,037	0	0	5,037	0	0	0	0	5,037
石炭コークス	103	0	0	103	0	0	0	0	103
その他	1,783	0	0	1,783	0	0	0	0	1,783
合計	25,761	696	157	26,614	10,689	5,674	15,825	108	58,910
	44%	1%	0%	45%	18%	10%	27%	0%	100%

相模原市エネルギー起源CO₂排出量(2006) (単位dCO₂/年)

	産業部門				民生家庭用	民生業務用	運輸部門	工ネ転換他	合計
	製造業部門	建設部門	農業部門	小計					
電力	461,558	1,432	264	463,254	382,945	314,573	32,582	5,193	1,198,548
都市ガス	213,214	0	0	213,214	109,569	60,628	0	2,153	385,465
LPG	50,740	0	0	50,740	216,785	12,985	10,862	4	291,376
原油	377	0	0	377	0	0	0	0	377
灯油	50,074	9,926	3,988	63,989	56,287	14,817	0	294	135,387
A重油	165,704	7,410	3,567	176,681	0	48,206	0	402	225,290
B重油	3,292	0	0	3,292	0	0	0	0	3,292
C重油	159,980	248	26	160,254	0	0	0	0	160,254
ガソリン	2,278	0	0	2,278	0	0	657,301	0	659,579
軽油	82,381	29,054	2,991	114,426	0	0	377,199	0	491,625
石炭系炭化水素	80,335	0	0	80,335	0	0	0	0	80,335
石油コークス	94,025	0	0	94,025	0	0	0	0	94,025
石炭	465,790	0	0	465,790	0	0	0	0	465,790
石炭コークス	11,036	0	0	11,036	0	0	0	0	11,036
その他	118,753	0	0	118,753	0	0	0	0	118,753
合計	1,959,536	48,070	10,836	2,018,442	765,587	451,409	1,077,944	8,047	4,321,429
	45%	1%	0%	47%	18%	10%	25%	0%	100%

エネルギー起源以外温室効果ガス算定対象及び結果（2006）

	分類	ガス種	t-CO ₂	t-CH ₄	t-N ₂ O	t-HFC	t-PFC	t-SF ₆
一般廃棄物の焼却に伴うCO ₂ の排出	廃棄物	CO ₂	58,474	-	-	-	-	-
その他実測等により得られる排出量	その他	CO ₂		-	-	-	-	-
家庭用機器における燃料の使用に伴うCH ₄ の排出	燃料使用	CH ₄	-	33.9	-	-	-	-
自動車の走行に伴うCH ₄ の排出	運輸	CH ₄	-	39.5	-	-	-	-
船舶の航行に伴うCH ₄ の排出	運輸	CH ₄	-		-	-	-	-
家畜の消化管内発酵（反すう等）に伴うCH ₄ の排出	農業	CH ₄	-	133.9	-	-	-	-
家畜のふん尿の処理等に伴うCH ₄ の排出	農業	CH ₄	-	28.3	-	-	-	-
水田からのCH ₄ の排出	農業	CH ₄	-	16.5	-	-	-	-
放牧地における牛のふん尿からのCH ₄ の排出	農業	CH ₄	-		-	-	-	-
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴うCH ₄ の排出	廃棄物	CH ₄	-	6.4	-	-	-	-
一般廃棄物の焼却に伴うCH ₄ の排出	廃棄物	CH ₄	-	0	-	-	-	-
その他実測等により得られる排出量	その他	CH ₄	-		-	-	-	-
家庭用機器における燃料の使用に伴うN ₂ Oの排出	燃料使用	N ₂ O	-	-	1	-	-	-
自動車の走行に伴うN ₂ Oの排出	運輸	N ₂ O	-	-	89.6	-	-	-
船舶の航行に伴うN ₂ Oの排出	運輸	N ₂ O	-	-		-	-	-
麻酔剤（笑気ガス）に伴うN ₂ Oの排出	その他	N ₂ O	-	-	4.2	-	-	-
家畜のふん尿の処理等に伴うN ₂ Oの排出	農業	N ₂ O	-	-	29.3	-	-	-
放牧地における牛のふん尿からのN ₂ Oの排出	農業	N ₂ O	-	-		-	-	-
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴うN ₂ Oの排出	廃棄物	N ₂ O	-	-	0.3	-	-	-
一般廃棄物の焼却に伴うN ₂ Oの排出	廃棄物	N ₂ O	-	-	12	-	-	-
その他実測等により得られる排出量	その他	N ₂ O	-	-		-	-	-
自動車用エアコンディショナー使用時のHFCの排出量	その他	HFC	-	-	-	0.1	-	-
自動車用エアコンディショナー廃棄時のHFCの排出量	その他	HFC	-	-	-		-	-
家庭用冷蔵庫使用時のHFCの排出量	その他	HFC	-	-	-	0.12	-	-
家庭用エアコン使用時のHFCの排出量	その他	HFC	-	-	-	1.32	-	-
		Σ	58,474	259	136	2		
		地球温暖化係数	1	21	310	1300-1700	-	-
		t-CO ₂ eq.	58,474	5,433	42,218	2,544		
							Σ	108,669

民生家庭用エネルギー種別用途別マトリクス（2006）

総消費量（単位：GJ/年）

	暖房	冷房	給湯	照明・家電製品	厨房	合計
電気	280,710	108,522	165,505	3,511,939	0	4,066,677
都市ガス	201,303	0	1,619,312	0	344,786	2,165,400
LPG	144,133	0	2,842,402	0	640,663	3,627,197
灯油	829,788	0	0	0	0	829,788
合計	1,455,934	108,522	4,627,218	3,511,939	985,448	10,689,062

原単位（MJ/（世帯・年））

	暖房	冷房	給湯	照明・家電製品	厨房	合計
電気	974	376	574	12,183	0	14,108
都市ガス	698	0	5,618	0	1,196	7,512
LPG	500	0	9,861	0	2,223	12,583
灯油	2,879	0	0	0	0	2,879
合計	5,051	376	16,052	12,183	3,419	37,082

(2) 将来推計

神奈川県「マクロ経済モデル」を使用し、目標年までのエネルギー需要に関連する指標を予測する。同予測値を使用し、相模原市の指標あたりのエネルギー消費弾性値等の実績値を用いて、相模原市のエネルギー消費量を予測する。

① 神奈川県のマクロ経済モデルでの関連指標

指標分類	指標名	推計結果
経済指標	国内総生産(実質)	2005～2020年:0.6%/年
	神奈川県内総支出	2005～2020年:0.7%/年
産業部門	製造業生産高(実質)	2005～2020年:0.4%/年
	建設業生産額	2005～2020年:0.5%/年
民生業務部門	民間企業投資	2005～2020年:0.5%/年
	大型小売店面積	2005～2020年:2.3%/年
	病床数	2005～2020年:0.6%/年
運輸部門	鉄道旅客輸送量	2005～2020年:0.2%/年
	自動車貨物輸送量	2005～2020年:0.2%/年
	自動車旅客輸送量	2005～2020年:0.2%/年

② その他の関連指標

指標分類	指標名	推計結果
属性	人口	市予測値を適用 2006年:704千人→2020年:727千人
	世帯数	市予測値を適用 2006年:287千世帯→2020年:311千世帯 世帯員数は 2006年:2.45人/世帯→2.34人/世帯

③ 部門別推計方法

部門別将来推計方法は、神奈川県マクロ経済モデルを使用する部門と、モデルを使用せずに、別途推計を行う部門がある。

相模原市のエネルギー需要予測値（単位TJ/年）

部 門	2006 年度	2020 年度	06/20 増加率 (%)	使用したデータ			
				エネルギー消費原単位	活動量実績値	活動量の (06-20)伸び率	
産業部門	製造業	25,761	27,699	7.4	全国平均	市実績	県マクロモデル予測値
	建設業	696	746	7.2			
	農業	157	157	0			横這いと想定
	小計	26,614	28,572	7.4			
民生家庭部門	10,689	11,858	10.9	独自想定	市実績	市計画値	
民生業務部門	5,825	6,207	9.4	全国平均	市実績	県マクロモデル予測値	
運輸部門	15,825	16,729	5.7	車: 全国平均	車: 市実績	県マクロモデル予測値 (乗用車は市計画値)	
				鉄道: エネルギー消費量実績値			
エネルギー転換他	108	108	0				
合 計	58,902	63,474	7.8				

【民生家庭部門】

用途別エネルギー消費原単位変化と、世帯数の増加を考慮する。



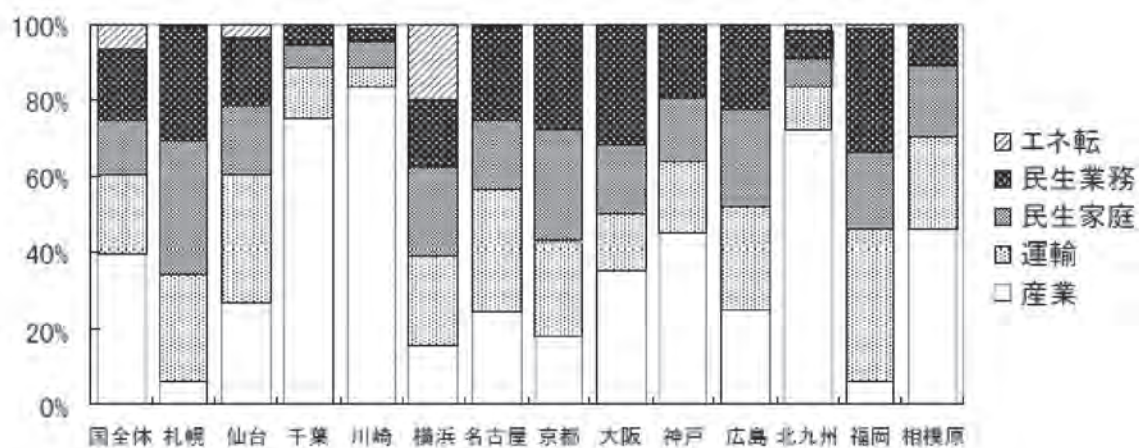
用途別エネルギー消費原単位予測の考え方
 暖房用 住宅の断熱化、機器の効率向上により低下
 冷房用 現状のトレンドから今後も増加
 給湯用 世帯人員の減少により低下
 厨房用 世帯人員の減少により低下
 照明・コンセント 現状のトレンドから今後も増加

【自動車（乗用車）】



(3) 相模原市のエネルギー需要量の特徴

- 製造業の占める割合が高く全体の約44%を占める。
- 世帯当たりのエネルギー需要量は、関東の平均に近く地域固有の状況は少ない。住宅建て方別割合でも、集合住宅の比率が約52%で関東平均と等しく、他の大都市と比べると戸建住宅の比率が高い。
- 民生業務部門のエネルギー消費量の占める割合は相対的に低い。延床面積の業種別割合では、全国に比較して卸・小売店の割合が低い。
- 運輸部門では、自動車の占める割合が高い。



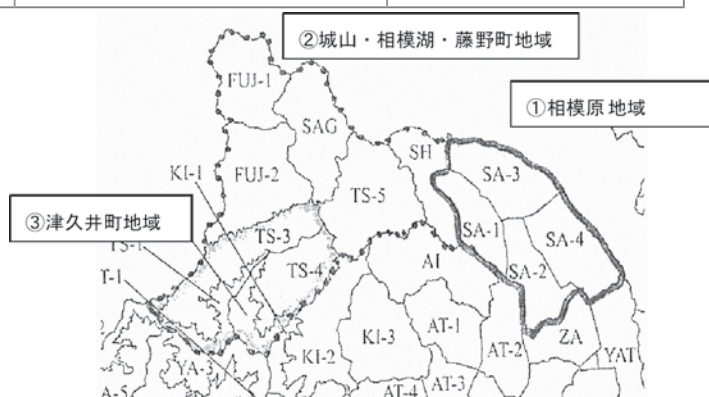
部門別温室効果ガス排出量の主な政令指定都市との比較(エネルギー起源CO₂のみ)

3 自然環境基礎調査結果の概要

(1) 地域区分による自然環境特性

地域	区分	地形	水系	標高	土地利用	植物相
①相模原地域		相模原台地 相模低地	相模川流域	30～130m	宅地 工業・流通 農地 公園	相模原地域では、最近20数年の間に市街地等が増加する一方で耕作地等が減少しており、高い人口密度、人為影響の強い土地利用を反映して、植物については、外来種割合の高さ（帰化率20%前後）と貴重植物（RDB種等）の少なさが特徴となっている。
		相模原台地	相模川流域 境川流域	80～150m	宅地 工業・流通 商業・業務公園	
②城山町・相模湖町・藤野町地域		相模原台地 小仏山地 中津山地	相模川水系 串川水系 境川水系 道志川水系 中津川水系	50～420m 100～583m (仙洞寺山)	山林 宅地	スギ・ヒノキ植林あるいはコナラ林等が卓越する地域であり、相模原地域と比べて外来種割合（帰化率）は10%前後と低くなっている。RDB種の割合は、高くないが、集落周辺には、水路、耕作地、二次林等がモザイク状に分布する里地・里山的な環境が温存されている箇所も多い。最近20数年の間に、谷筋を中心にコナラ林等がスギ・ヒノキ植林へと置き換わっていることが今回の植生図の経年比較から明らかになっている。また、スギ・ヒノキ植林については、植林の増加とは逆に、林業従事者は減少しており、これに伴い管理の放棄された植林が増加している。
		小仏山地 道志山地	相模川水系 (道志川水系)	120～740m (明王峠) 170～694.3m (石老山) 170～990.3m (生藤山)	山林 宅地 公園	
③津久井町地域		丹沢山地本体	中津川水系 串川水系 道志川水系	200～1100m 1100～1673m (蛭ヶ岳)	山林	丹沢山地を主体とするこの地域は、ブナ林、ミズナラ林等が分布し、外来種割合（帰化率）が3～5%と低く、貴重種（RDB種）の割合が高いのが特徴となっている。この地域は、人口密度も極めて低く、人為影響が少ないため、最近の植生変化としては、ミズナラ林、ブナ林等がわずかながらも増加しており、高標高での植生回復がみられる一方で高標高での外来種（イネ科牧草類等）も確認されている。

動物相	生態系	課題等
<p>市街化が進んでいる相模原地域の東部にはまとまった緑地は少なくスズメやヒヨドリなどの都市鳥が優勢、公園などの緑地でコゲラ、シジュウカラ、メジロが確認されている。斜面部には、斜面林や湧水地、道保川などがある。道保川などでは水のきれいな場所に生息するゲンジボタルが確認されている。また、キツツキ類やカラ類などの樹林性の鳥類も確認されている。相模川沿岸地域でカワセミ、サギ類の水辺の鳥が確認されている。また、河川敷や隣接する農耕地では、ヒバリのほかタヌキ、ノウサギ、イタチなど中型の哺乳類が確認されている。</p>	<p>上位性 タヌキ、モズ、トビ、ハシブトガラス</p> <p>典型性 サギ類、ヒヨドリ、スズメ、シジュウカラ、ツバメ類、アマガエル、カナヘビ、ウグイ、ドジョウ</p> <p>象徴種 カヤネズミ、ツバメ類、カワセミ、ホタル、テントウムシ類、セミ類、ホトケドジョウ</p>	<p>・市街地化が進行する中で、段丘崖に線状に残存するコナラ林等の樹林地は、動植物にとつての生息・生育環境として重要</p> <p>・段丘崖から浸みだしている湧水の保全も重要</p>
<p>豊かな自然環境により、生物相も多種多様である。藤野町地域北部は、県内では特異な生物地理的分布をする昆虫類が見られ、神奈川県天然記念物のキマダラルリツバメ、ギフチョウを筆頭にカシワ林に生息するハヤシドリシジミやアカソハムシ、キイロナガツツハムシなど注目に値する昆虫相がみられる。津久井湖付近の小倉山は津久井地域では唯一の自然林が残されており、ニホンリスやカジカガエル、国蝶オオムラサキ、極めて稀なヒメサナエなどのトンボ類が生息しており、貴重な自然環境である。相模湖には、ヘラブナ、ワカサギなどが、津久井湖にはアユ、ワカサギなどが生息している。また、最近では相模湖、津久井湖にも、特定外来生物のブラックバスが生息している。</p>	<p>上位性 タヌキ、ハイタカ、ノスリ</p> <p>典型性 イノシシ、アカネズミ、ニホンリス、ヒメネズミ、ヤマガラ、シジュウカラ、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、アブラハヤ</p> <p>象徴種 ギフチョウ、ホタル、サワガニ、カワセミ、ツバメ</p>	<p>・今後は里地・里山の環境の保全や再生が課題</p> <p>・スギ・ヒノキ植林は今後の山林の管理が課題</p> <p>・相模湖、津久井湖におけるブラックバス対策や城山町地域等のアライグマ対策が課題</p>
<p>豊かな自然環境により、生物相も多種多様であり、丹沢山地は、大型哺乳類のツキノワグマ、シカ、カモシカなどが生息し、鳥類でも生態的地位の高いクマタカ、ハイタカ、ハヤブサなどの猛禽類も見られ、渓流に生息するカジカガエル、サンショウウオ類や淡水成魚類、各種昆虫類など小型動物まで種類が豊富で多様性に富んでいる。</p>	<p>上位性 ツキノワグマ、キツネ、クマタカ、ハイタカ</p> <p>典型性 ニホンジカ、エナガ、ヤマガラ、タゴガエル・カジカガエル・サンショウウオ類、イワナ・ヤマメ</p> <p>象徴種 ヤマメ、オオルリ、サンコウチョウ、サワガニ</p>	<p>・シカ被害対策、土壌保全等に代表される人工林の管理、ブナ林等の保全が課題</p> <p>・低標高地では、アライグマ等の特定外来生物も確認されており、今後は良好な自然環境の保全に向けた外来種対策が課題</p>



(2)相模原市の重要な種と外来種

① 重要な種（動物）

	山地（丹沢）	山地（道志・小仏）	山地（中津）	台地
	津久井町地域	相模湖町地域、藤野町地域	城山町地域、津久井町地域	相模原地域
哺乳類	ヒメヒミス、テングコウモリ、ツキノマグワ、ニホンカモシカ、ヤマネ	ツキノマグワ、ニホンカモシカ、ヤマネ	-	-
鳥類	イヌワシ、コノハズク、オオアカゲラ、コマドリ、クロジ	アカオネツタイチョウ、ミソゴイ、ハチクマ、オジロワシ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、ブッポウソウ、チゴモズ、クロジ	ハチクマ、チュウヒ、オオタカ、サシバ、イヌワシ、クマタカ、ハヤブサ、コヨシキリ、クロジ、ニューナイスズメ	オオヨシゴイ、ハチクマ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、タマシギ、ホウロクシギ、コアジサシ、オオコノハズク、コミミスク、コサメビタキ、ホオアカ、クロジ
両生類	イモリ	-	イモリ	イモリ
は虫類	-	-	-	-

	津久井町地域	藤野町地域	相模湖町地域	城山町地域	相模原地域
昆虫類	モートンイトトンボ、カワラバッタ、コオイムシ、キバネツノトンボ、ホソハンミョウ、コガシラミズムシ、ガムシ、ドウガネエンムシ、チュウジョウデオキノコムシ、クロチビタマムシ、ドロノキハムシ、ホシチャバネセセリ、ヘリグロチャバネセセリ、ギフチョウ、ツマグロキチョウ、キマダラルリツバメ、シルビアシジミ本土亜種、ミヤマシジミ、ウラギンズジヒョウモン、クモガタヒョウモン、オオミスジ、コムラサキ	オオイトトンボ、コオイムシ、キバネツノトンボ、ヘリグロチャバネセセリ、ギフチョウ、ヒメシロチョウ、ツマグロキチョウ、ヤマキチョウ、ウスイロオナガシジミ、キマダラルリツバメ、クロシジミ、クロツバメシジミ、ミヤマシジミ、アサマシジミ本州中部中山帯亜種、ウラギンズジヒョウモン、クモガタヒョウモン、オオミスジ、コムラサキ	キイトトンボ、オオイトトンボ、チョウトンボ、キバネツノトンボ、アカガネオサムシ、アサカミキリ、ギフチョウ、ヒメシロチョウ、ツマグロキチョウ、ヤマキチョウ、ウスイロオナガシジミ、クロツバメシジミ、アサマシジミ本州中部中山帯亜種、ウラギンズジヒョウモン、クモガタヒョウモン、オオミスジ、コムラサキ	モートンイトトンボ、オオイトトンボ、アオサナエ、キトンボ、コオイムシ、カワラハンミョウ、キベリマルクビゴミムシ、オオアオホソゴミムシ、シマゲンゴロウ、オオミススマシ、コヤツボシツツハムシ、ギフチョウ、ツマグロキチョウ、ヤマキチョウ、クロシジミ、ウラギンズジヒョウモン、クモガタヒョウモン、オオミスジ	キイトトンボ、オオイトトンボ、サラサヤンマ、キトンボ、オオキトンボ、カワラバッタ、コオイムシ、タガメ、クロサワツブミスムシ、ホソハンミョウ、カワラハンミョウ、キベリマルクビゴミムシ、オオヒラタトックリゴミムシ、オオアオホソゴミムシ、キボシケンゲンゴロウ、ケシケンゴロウ、チャイロシマチビゲンゴロウ、ツブゲンゴロウ、シャープツブゲンゴロウ、シマゲンゴロウ、クロゲンゴロウ、コガタノゲンゴロウ、ゲンゴロウ、コガシラミズムシ、オオミススマシ、ガムシ、タマガムシ、ドウガネエンムシ、ナガスネエンマコガネ、シラホシナナムグリ、ヨツボシカミキリ、ヒメシロチョウ、クロシジミ、クモガタヒョウモン、コムラサキ

	相模川本川	道志川	中津川	相模川支川（山地）	相模川支川（台地）	ダム湖	境川
魚類	スナヤツメ、キンブナ、メダカ	スナヤツメ、アカザ、ヤマメ	ヤマメ、アマゴ	ホトケドジョウ、ギバチアカザ、ヤマメ、アマゴ	スナヤツメ、ホトケドジョウ、メダカ	-	ホトケドジョウ、メダカ
底生動物	-	-	-	-	-	-	-

※選定基準

天然記念物：「文化財保護法」(昭和25年、法律214)により定められた種（特別天然記念物・天然記念物等）

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成3年、法律75)による国内希少野生動物種、国際希少野生動物種

国RL：「環境省レッドリスト 哺乳類（2007）、鳥類（2006）、両生類爬虫類（2006）、昆虫類（2007）、汽水魚類淡水魚類（2007）、甲殻類等（2006）、淡水産貝類（2007）、クモ型類多足類等（2006）」に記載されている種

EX：絶滅種 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類
 県RLB：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(平成18年、神奈川県立生命の星・地球博物館)に記載されている種 絶：絶滅種 I類：絶滅危惧I類 IA類：絶滅危惧IA類 IB類：絶滅危惧IB類

② 重要な種 (植物)

	山地 (丹沢)	山地 (道志・小仏)	山地 (中津)	台地
	津久井町地域	相模湖町地域、藤野町地域	城山町地域、津久井町地域	相模原市地域
植物	シノブカグマ、イヌイワイタチシダ、ウスヒメウラビ、ゴヨウマツ、コメツガ、マツグミ、ミヤマツトリモチ、オオツルイタドリ、ワダソウ、ルイヨウショウマ、レンゲショウマ、イワカラマツ、モミジカラマツ、ルイヨウボタン、アオベンケイ、ツメレンゲ、ホソバナノキリンソウ、ウメバチソウ、ヒロハノカワラサイコ、シウリザクラ、コミヤマカタバミ、タチフウロ、マツバニンジン、ヒトツバカエデ、ヨコグラノキ、ミヤマクマヤナギ、サクラスミレ、ヒメアカバナ、トダイアカバナ、タカノツメ、アマニュウ、ミシマサイコ、セリモドキ、イブキボウフウ、ヒカゲミツバ、シャクジョウソウ、ムラサキツリガネツツジ、サツキ、レンゲツツジ、ミヤマアオダモ、ホソバツルリンドウ、ムラサキ、キセウタ、クガイソウ、ニッコウヒヨウタンボク、マツムシソウ、フクシマシャジン、ヤマノコギリソウ、アキノハハコグサ、カワラニガナ、オオモミジガサ、ヒメヒゴタイ、セイタカトウヒレン、キクアザミ、コウリンカ、キジカクシ、クルマバツクバネソウ、ハルナユキザサ、ノハナショウブ、イトイヌノヒゲ、ナツエビネ、ユウシュンラン、コアツモリソウ、クマガイソウ、アツモリソウ、エソスズラン、カキラン、ベニシュスラン、ツリシュスラン、ミヤマモズリ、フジチドリ、ジガバチソウ、サカネラン、ミズチドリ、ツレサギソウ、ナガバノキソチドリ、オオバナオオヤマサギソウ、ヤマトキソウ、セイタカスズムシソウ、キバナノショウキラン	ヤマドリゼンマイ、ヒメウラジロ、ヤマドリトラノオ、イヌイワイタチシダ、ネズミサシ、ヤエガワカンバ、オオツルイタドリ、ワダソウ、ミドリアカザ、アズマレイジンソウ、レンゲショウマ、カザグルマ、オキナグサ、シギンカラマツ、イワカラマツ、ベニバナヤマシャクヤク、ツメレンゲ、トリアシショウマ、ウメバチソウ、チョウセンキンミズヒキ、ザイフリボク、ヤブザクラ、タチフウロ、ミツバフウロ、クロツバラ、サクラスミレ、マキノスミレ、エゾアオイスミレ、ゲンジスミレ、ウシタキソウ、ハナビゼリ、イブキボウフウ、シャクジョウソウ、サツキ、コバノミツバツツジ、スズサイコ、イナモリソウ、ムラサキ、キセウタ、カメバヒキオコシ、サウトウガラシ、サツキヒナノウスツボ、イヌノフグリ、タヌキモ、フクシマシャジン、バアソブ、キキョウ、ヒメシオン、オオガंकピソウ、モリアザミ、アキノハハコグサ、タカサゴソウ、ノニガナ、メタカラコウ、セイタカトウヒレン、キクアザミ、サワオグルマ、ヒメニラ、キジカクシ、カタクリ、ヤマジノホトトギス、タイワンホトトギス、オオキツネノカミソリ、アヤメ、オカスズメノヒエ、ミチシバ、キダチノネズミガヤ、ヤガミスゲ、シロガヤツリ、ミズハナビ、タイワンヤマイ、クマガイソウ	ミズニラ、ヒメウラジロ、チャセンシダ、シノブカグマ、ネズミサシ、ミヤマイラクサ、ナガバノヤノネグサ、オキナグサ、シギンカラマツ、トリアシショウマ、ヒロハノカワラサイコ、ヤブザクラ、イヌハギ、ウシタキソウ、ヒカゲミツバ、サツキ、フナバラソウ、スズサイコ、イナモリソウ、ムラサキ、キセウタ、ヤマホオズキ、サウトウガラシ、タヌキモ、イヌタヌキモ、バアソブ、カワラノギク、オオガंकピソウ、クサヤツデ、アキノハハコグサ、ノニガナ、カワラニガナ、キクアザミ、サワオグルマ、トウゴクヘラオモダカ、ヒメニラ、カタクリ、キバナノアマナ、タイワンホトトギス、マツバスゲ、ヤガミスゲ、ヒメモエギスゲ、シロガヤツリ、ユウシュンラン、クマガイソウ	ミズニラ、メニッコウシダ、サンショウモ、ゴヨウマツ、ウバメガシ、ホソバイヌタデ、ワダソウ、カザグルマ、シギンカラマツ、アズマツメクサ、ヒロハノカワラサイコ、ヤブザクラ、レンリソウ、イヌハギ、タチフウロ、クロツバラ、ホタルサイコ、ミシマサイコ、シャクジョウソウ、レンゲツツジ、ノジトラノオ、フナバラソウ、カリガネソウ、ツルカコソウ、キセウタ、ヒメハッカ、シソクサ、バアソブ、カワラノギク、フジバカマ、アキノハハコグサ、ノニガナ、カワラニガナ、サワオグルマ、アギナシ、スプタ、ヤナギスプタ、クロモ、セキショウモ、クルマバツクバネソウ、ノハナショウブ、コウヤザサ、ヒメウキガヤ、ミノボロ、イトテンツキ、トダスゲ、オニナルコスゲ、コアゼテンツキ

※選定基準

環境省RDB: 絶滅危惧IB類 (EN)

神奈川県RDB: 絶滅種 (EX)、絶滅危惧IA類 (CR)、絶滅危惧IB類 (EN)



アライグマ



セイタカアワダチソウ

③ 外来種（動物）

	山地（丹沢）	山地（小仏・道志）	山地（中津）	台地・市街地
	津久井町地域	相模湖町地域、藤野町地域	城山町地域、津久井町地域	相模原地域
哺乳類	アライグマ、ハクビシン	アライグマ、ハクビシン	アライグマ、ハクビシン	アライグマ、ハクビシン、ドブネズミ、クマネズミ
鳥類	コジュケイ、セキセイインコ、ガビチョウ、ソウシチョウ	コジュケイ、ガビチョウ、ソウシチョウ	コジュケイ、ガビチョウ、ソウシチョウ	コブハクチョウ、カナダガン、エジプトガン、アヒル、コリンウズラ、コジュケイ、コウライキジ、セキセイインコ、ワカケホンセイインコ、カオグロガビチョウ、ガビチョウ、ソウシチョウ、ベニスズメ、シマキンバラ、ギンバラ、キンバラ、ブンチョウ、ハッカチョウ
両生類	ウシガエル	-	-	ウシガエル
爬虫類	アカミミガメ	-	-	アカミミガメ

	津久井町地域	藤野町地域	相模湖町地域	城山町地域	相模原地域
昆虫類		ホソオチョウ（ホソオアゲハ）			アカボシゴマダラ

	相模川本川	道志川	中津川	相模川支川（山地）	相模川支川（台地）	ダム湖	境川
魚類	ゲンゴロウブナ、タイリクバラタナゴ、ワタカ、ハス、オイカワ、カワムツ、ビワヒガイ、ムギツク、タモロコ、ホンモロコ、ゼゼラ、イトモロコ、デメモロコ、スゴモロコ、ブルーギル、オオクチバス、カムルチー	オイカワ、カワムツ、タモロコ、イトモロコ、ニジマス	ニジマス	ハス、オイカワ、カワムツ	オイカワ、ムギツク、タモロコ、ニジマス	ハス、オイカワ、ブルーギル、オオクチバス	オイカワ、カワムツ、タモロコ、グッピー、オオクチバス
底生動物	サカマキガイ、フロリダマミズヨコエビ	-	-	コモチカワツボ、サカマキガイ	-	-	コモチカワツボ、サカマキガイ、フロリダマミズヨコエビ

※選定基準

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」における特定外来生物
- ・要注意外来生物リスト掲載種

④ 外来種（植物）

	山地（丹沢）	山地（道志・小仏）	山地（中津）	台地
	津久井町地域	相模湖町地域、藤野町地域	城山町地域、津久井町地域	相模原地域
植物	エゾノギシギシ、ハルザキヤマガラシ、イタチハギ、ハリエンジュ、メマツヨイグサ、ドクニンジン、オオカワチシャ、ブタクサ、アメリカセンダングサ、コセンダングサ、オオアレチノギク、ヒメムカシヨモギ、ハルジオン、クワイモ、ブタナ、セイトカアワダチソウ、ヒメジョオン、オオオナモミ、キシウブ、カモガヤ、シナダレスズメガヤ、オニウシノケグサ、オオアワガエリ	エゾノギシギシ、ハルザキヤマガラシ、オランダガラシ、イタチハギ、ハリエンジュ、ムラサキカタバミ、イチビ、アレチウリ、メマツヨイグサ、アメリカネナシカズラ、ワルナスビ、オオカワチシャ、ヘラオオバコ、ブタクサ、オオバコ、アメリカセンダングサ、コセンダングサ、アメリカオニアザミ、オオアレチノギク、オオキンケイギク、ヒメムカシヨモギ、ハルジオン、クワイモ、ブタナ、セイトカアワダチソウ、オオアワダチソウ、ヒメジョオン、オオオナモミ、コカナダモ、キシウブ、メリケンカルカヤ、カモガヤ、シナダレスズメガヤ、オニウシノケグサ、オオアワガエリ、シヨクヨウガヤツリ	エゾノギシギシ、ナガエツルノゲイトウ、ハルザキヤマガラシ、オランダガラシ、イタチハギ、ハリエンジュ、イチビ、アレチウリ、メマツヨイグサ、コマツヨイグサ、オオフサモ、オオフタバムグラ、アメリカネナシカズラ、ワルナスビ、オオカワチシャ、ヘラオオバコ、ブタクサ、オオバコ、アメリカセンダングサ、コセンダングサ、オオアレチノギク、ヒメムカシヨモギ、ハルジオン、クワイモ、ブタナ、セイトカアワダチソウ、オオアワダチソウ、ヒメジョオン、オオオナモミ、オオカナダモ、コカナダモ、ホテイアオイ、キシウブ、メリケンカルカヤ、カモガヤ、シナダレスズメガヤ、オニウシノケグサ、オオアワガエリ、メリケンガヤツリ、シヨクヨウガヤツリ	エゾノギシギシ、ナガエツルノゲイトウ、ハルザキヤマガラシ、オランダガラシ、イタチハギ、ハリエンジュ、ムラサキカタバミ、イチビ、アレチウリ、メマツヨイグサ、コマツヨイグサ、オオフサモ、トウネズミモチ、オオフタバムグラ、セイヨウヒルガオ、アメリカネナシカズラ、ワルナスビ、ヤセウツボ、ヘラオオバコ、ブタクサ、オオバコ、アメリカネナシカズラ、ワルナスビ、ヤセウツボ、ヘラオオバコ、ブタクサ、オオバコ、アメリカセンダングサ、コセンダングサ、アメリカオニアザミ、オオアレチノギク、オオキンケイギク、ヒメムカシヨモギ、ハルジオン、クワイモ、ブタナ、セイトカアワダチソウ、オオアワダチソウ、ヒメジョオン、オオオナモミ、オオカナダモ、コカナダモ、ホテイアオイ、キシウブ、メリケンカルカヤ、カモガヤ、シナダレスズメガヤ、オニウシノケグサ、オオアワガエリ、メリケンガヤツリ、シヨクヨウガヤツリ

※選定基準

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」における特定外来生物
- ・要注意外来生物リスト掲載種

4 自然環境観察員による身近な生きもの調査

年度	自然環境観察員数	調査内容
平成13年度	98名	ツバメの巣分布調査
		テントウムシ分布調査
		帰化植物（セイタカアワダチソウ）分布調査
平成14年度	96名	春の七草分布調査
		セミの鳴き声調査
平成15年度	81名	野鳥の調査
		帰化植物（メマツヨイグサ等）の分布調査
平成16年度	91名	チョウの調査
		フタクサ類とオナモミ類の調査
平成17年度	109名	タンポポ類の調査
		ジョロウグモの生息調査
平成18年度	103名	ツバメの巣分布調査
		テントウムシ分布調査、
		帰化植物（セイタカアワダチソウ）分布調査
平成19年度	91名	春の七草分布調査
		セミの鳴き声調査
平成20年度	88名	野鳥の調査
		帰化植物（メマツヨイグサ等）の分布調査

5 市民・事業者意識調査の概要

(1) 市民アンケート

ア 調査の目的

本調査は、新しい総合計画の策定に向けて、幅広く市民の意識や意向を把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的として実施した。そのうち、環境分野に係る調査項目について、解析したものである。調査対象は、無作為に抽出した相模原市民及び平成19年3月11日に合併した城山町、藤野町の市民から無作為に抽出した10,000人とした。

イ 調査方法及び回収率

調査方法の概要は 次に示すとおりである。

調査方法の概要

対象	相模原市在住者9,000人（うち外国人90人）、城山町600人（同6人）、藤野町400人（同4人）。いずれも満15歳以上の男女。
抽出	無作為抽出
調査方法	郵送配布、留置、郵送回収法
調査時期	平成18年10月29～11月21日
調査内容	現在の暮らしの満足度、日常生活における暮らしにくさ、新相模原市に力を入れてほしい政策、新相模原市が目指すべき都市像からなる共通設問（問1～4）とフェイス・シートを共通の内容とし、これに分野ごとに内容の異なる設問を加えた4種類の調査票を各2,500人（計10,000人）に配布した。
回収数及び回収率	回収数及び回収率：発送数10,000（うち外国人100）に対し、回収数4,565（うち外国人26）、回収率45.7%（外国人26.0%）

ウ 結果のまとめ

① 市街地の緑化について

身近なみどりに対して期待するものとして、「健康・レクリエーションの場所」の回答者割合が高く、年齢別で見ると50代以上の回答者割合が高い。また、公園に望むものでは、「自然環境を生かした公園」、「ゆったりできる公園」、「歩いていける身近な公園」の回答者割合が高い。「歩いていける身近な公園」では70代の回答者割合が最も高く、年齢層が高くなるにつれて回答者割合は増加する傾向にある。つまり、公園施設は特に中年から高齢者の世代にとって、健康のための軽い運動やレクリエーション活動の場として、身近に欲しい施設であると考えられる。

② ごみの減量、資源化について

ごみの減量化や資源化の取り組みで特に気をつけていることに関して、「資源の分別の徹底やごみ出しのルールを守る（以下、ごみ出しのルールを守る）」、「詰め替え可能な商品を選択する（以下、詰め替え可能な商品の選択）」の回答者割合が高い。「ごみ出しのルールを守る」では、日常的にごみ出しを行う主婦層の回答者割合が高く、「詰め替え可能な商品の選択」では、20～30代の、特に女性で回答者割合が高い。

また、家庭ごみの発生・排出の抑制に関して最も重要なことでは、主婦層で「ごみの減量の意識啓発や環境教育による、ごみを出す人の意識改革（以下、ごみを出す人の意識改革）」の回答者割合が高いのに対して、20～30代では「企業や商店に対して、ごみになりにくい商品の製造や、簡易包装の啓発（以下、簡易包装の啓発）」の回答者割合が高い。

つまり、主婦層では「ごみ出しのルールを守る」、「ごみを出す人の意識改革」と、ごみ減量のための取り組み意識に主体性が感じられるのに対して、20代～30代では「詰め替え可能な商品の選択」、「簡易包装の啓発」と、他者に依存する意識が感じられる。

③ 環境悪化項目について

環境悪化項目に関して、「ごみのポイ捨てや不法投棄」の割合が約30%と最も高く、次いで「騒音、振動」が約23%であった。「ごみのポイ捨てや不法投棄」において、回答者層を地域別に見ると、合併地区（津久井町、相模湖町、藤野町、城山町）及び西部地域で割合が高い。不法投棄は、合併地区における山間部や相模川沿岸等で行われており、これまで対策が講じられてきてはいるものの、現状では未だ課題として残っていると考えられる。

「騒音、振動」では、地域別に見ると東部地域中央、東部地域南で回答者割合が高く、居住年数別にみると、5年未満の世帯では回答者割合が高い。これは国道16号の自動車騒音、及び基地関係の航空機騒音が影響していると考えられる。また、居住年数と「騒音、振動」の回答者割合は反比例することから、居住年数が長くなるにつれて、騒音、振動に対して慣れが出てくるものと考えられる。

④ 良くなったと感じる施策

相模原市がこれまで実施してきた環境施策に対しては、「変っていない」が約40%と最も高い。回答者層を地域別にみると、津久井町や藤野町では「変っていない」の回答者割合が高いが、東部地域北、東部地域中央では「廃棄物処理対策が良くなった」との回答者割合が他地域と比べて高い。地域差の要因は不法投棄の現状や、廃棄物処理に関する対策とその効果が影響していると考えられる。

⑤ 不満足の原因について

日常生活の不満足の原因について、「不満足感」を目的変数に、「日常生活の暮らしにくさ」に関する項目を説明変数として数量化Ⅱ類により分析したところ、「居住環境が悪い」で最も強い相関を示し、次いで、「市民の声が行政に取り入れられていない」、「働く場が少ない」、「福祉や医療サービスが不十分」が主要因としてあげられた。

「日常生活の暮らしにくさ」に関して単純集計結果では、「交通の便の悪い」の回答割合が約30%と最も高くなったが、数量化Ⅱ類による分析結果では、「交通の便の悪い」は不満足の原因になっていない。また、「自然の少なさ」についても「不満足感」との関連性はほとんどみられなかった。

なお、抽出した主要因について、「居住環境が悪い」は選択肢内容が漠然としており、居住環境の悪さの要因はまでは明らかになっていないが、その他の抽出項目に着目すると、労働環境や医療福祉環境など生活に密着した、生活に欠かすことのできない要素や項目において関係性が強いと考えられる。

事業者意識調査の調査方法の概要

調査対象地域	対象事業の選定方法	対象事業者数	調査方法
相模原地域	相模原市商工会議所資料より選定 (HPに企業情報無し)	400	郵送方式
	「相模原の環境をよくする会」所属の事業所より、業種別で無作為に抽出	120	
城山町地域	相模湖町商工会HPに掲載されている約150社より、業種別で無作為に抽出	30	
津久井町地域	津久井町商工会HPに掲載されている約100社より、業種別で無作為に抽出	30	
相模湖町地域	相模湖町商工会HPに掲載されている約20社より、業種別で無作為に抽出	10	
藤野町地域	藤野町商工会HPに掲載されている約30社より、業種別で無作為に抽出	10	
合計		600	

(2) 事業者意識調査

ア アンケート目的

環境基本計画の策定に向けて、事業者の環境問題への意識や取組状況を把握し、課題を抽出することで、環境施策立案の際の参考資料として活用することを目的とした。また、アンケートを通じて、環境施策への事業者への普及、啓発効果を期待する。

イ 実施対象

調査実施対象は市内（相模原地域、津久井町地域、相模湖町地域、城山町地域、藤野町地域）の事業者とした。

ウ 調査項目

調査は以下の項目に関する設問を設定し、回答者への負担の少ない選択形式の設問とした。

- ・環境に対する考え方
- ・公害対策、環境改善への取組状況
- ・事業活動による環境影響への認識
- ・省エネルギー施策に対する認識、取組状況
- ・相模原市の環境施策に対する関心
- ・回答者属性

エ 調査方法

調査方法の概要は左下の表のとおりである。調査対象事業者は各商工会資料、または各商工会ホームページより無作為に抽出し、郵送によりアンケートを配布した。

オ 調査期間

平成19年2月16日（金）～2月28日（水）

カ 回収状況

回答数260社、回収率は43.3%であり、前回調査の30%を13ポイント上回った。

キ 結果のまとめ

① 公害対策、環境改善への取組状況など

事業所の公害対策、環境改善への取り組み状況、事業活動による環境影響への認識（水の利用、環境改善、自動車利用、資源エネルギーの利用について）の設問では、事業者は、環境に対する意識が概ね高い傾向を示し、市内事業者の環境意識の高さがうかがえる。

② ごみ問題

事業活動が影響を与える環境項目では、「ごみの増加」(52%)が最も割合が高く、また、相模原を快適な街にするための項目でも、「ごみ対策」(29%)が最も高かったなどの結果から、事業者のごみ問題に対する意識が高く、事業者へのごみ問題へのさらなる積極的な取組に対する協力が期待できると考えられる。

③ 省エネルギー施策

省エネルギー施策に対する認識、取組状況については、いずれの施策も認識及び実践の割合が低く、事業者に広く認知されるよう、行政が働きかける必要がある。クロス集計によると、従業員規模の大きい事業所が、省エネルギー施策についての認知度、実践度が高かった。省エネルギー施策についての認知度、実践度は、支社、支店を持っている事業所や環境担当部署を設置している事業所の割合が高く、これは、従業員規模の大きい事業所が、支社、支店や環境担当部署を持っている割合が多いことによるものと推測される。したがって、省エネルギー施策は、中小の事業規模の小さい事業者への認識度を高めていく方策を検討する必要がある。

④ その他

環境対策の主体について、「環境対策は行政、市民及び事業者に責任があり、各々応分かつ公平な役割を果たすべきある」が62%であり、事業者の当事者意識は高いと考えられる。環境コストに関する意識は、「環境をよくするためには、コストが高くなってもしかたがない」(96%)が圧倒的であり、市内の事業者の環境配慮に対する意識は高いと考えられる。

6 相模原市環境基本条例

平成8年10月4日

条例第26号

前文

私たちのまち相模原は、相模野の広い台地や相模川の雄大な流れと、神奈川県の水源地域として重要な役割を担っている森林や湖に象徴される豊かな自然環境に恵まれ、人々のたゆみない努力により首都圏における中核都市として着実に発展してきた。

一方、こうした都市の発展に伴う社会経済活動により、近年では自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大など私たちの生活に密着した問題が生じてきている。さらに、今日の環境問題は、地球の温暖化、オゾン層の破壊など地球規模へと拡大し、将来の世代に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有しているだけでなく、良好な環境を守り、育て、将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

相模原市では、人と自然との共生の下調和の取れた豊かな環境づくりを目指し「相模原市環境宣言」を制定し、これらの環境問題に対する様々な取組を行っているところである。

この取組を更に推進し、市、事業者及び市民が一体となって、環境の保全と創造に努めることにより、快適で住み良い相模原を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加え

られる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。

2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念ののっとり、市の施策を実施するに当たっては、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

3 市は、基本理念ののっとり、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるように自ら努めなければならない。

2 事業者は、基本理念ののっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資することとなるように努めるとともに、その製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念ののっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念ののっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念ののっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本的施策

(施策の方針)

第7条 市は、基本理念ののっとり、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が達成されるように努めるものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように公害を防止し、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、樹林地、水辺地、農地等を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。

(3) 潤いと安らぎのある環境の保全及び創造を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、歴史的文化遺産の保全等を図ること。

(4) 廃棄物の減量化・資源化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を推進すること。

(5) 水源地域においては、広域的な役割を果たすため、森林資源の保全及び育成並びに河川及び湖沼の水質を保全するとともに、水資源の活用に努めること。

(平17条例127・一部改正)

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造についての目標及び施策の方向その他の必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらのものの組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境教育及び環境学習の推進)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習を推進するため、環境の保全及び創造に関する知識等の普及又は啓発、市民等からの相談への対応、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充等に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第10条 市は、地球環境保全に関する施策を実施するに当たっては、国際機関、国又は他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第3章 施策推進のための方策

(市民等の意見の反映)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書の作成等)

第12条 市長は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市民等の自主的な活動の促進)

第13条 市は、市民等が自主的に行う緑化の推進に関する活動、廃棄物の減量化・資源化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(監視、調査等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、調査等に関する体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第9条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに第13条に規定する市民等が自主的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進のため、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する情報の提供に努めるものとする。

(財政措置)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(推進体制)

第17条 市は、市の機関相互の調整及び市民等との協力を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

附 則

1 この条例は、平成8年11月1日から施行する。

2 さがみはら環境プラン(平成5年3月策定)は、第8条の規定により策定された環境基本計画とみなす。

附 則(平成17年12月21日条例第127号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

相模原市環境基本計画

- 発行日 平成22年3月
- 発行者 相模原市
- 編集 相模原市環境経済局環境保全部環境対策課
(平成22年4月からは環境共生部環境政策課)
〒229-8611 (平成22年4月からは252-5277)
神奈川県相模原市中央2-11-15
(平成22年4月からは相模原市中央区中央2-11-15)
TEL 042-754-1111 (代表)
FAX 042-753-9413
Eメール kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp
- デザイン BYSPICE design